

公益財団法人 日本ラグビーフットボール協会

規 程

2013年4月1日制定

総 則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という）の組織及び運営に関する基本原則を定める。

(遵守義務)

- 第2条 日本協会に加盟した全てのチーム及び登録されたチーム役員・選手、各協会に登録された役員の全ては、日本協会定款、本規程及びこれに付随する諸規定、ならびにインターナショナル・ラグビー・ボード（以下「IRB」という）の By-Laws 及び Regulations を遵守する義務を負う。
- 2 日本協会規定と IRB 規定の By-Laws 及び Regulations に齟齬が有る場合、原則として By-Laws 及び Regulations が優先する。
 - 3 ただし、日本協会規程が IRB の By-Laws 及び Regulations の規制の範囲内にある場合は、より厳しくても日本協会規程が優先する。

評議員会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）の評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 理事・監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

第2章 評議員会の種類及び招集

(評議員会の種類及び招集)

第3条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎年3月及び6月に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集者)

第4条 評議員会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、会長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。
- 3 前項の請求をした評議員は、次の場合には、東京地方裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合
- 4 第1項及び第2項の場合において、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれを招集する。

(招集の手続き)

第5条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議により、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項

(3) 次に掲げる事項が評議員会の目的であるときは、当該事項に係る議案の概要

イ 役員等の選任

ロ 役員の報酬等の支給の基準

ハ 事業の全部の譲渡

ニ 定款の変更

ホ 合併

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により評議員が評議員会を招集する場合は、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第6条 評議員会を招集するには、会長（第4条第3項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあってはその評議員。次項において同じ。）は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して書面でその通知をしなければならない。

- 2 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発することができる。
- 3 前二項の通知には、第5条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録する。

(招集手続きの省略)

第7条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

- 2 前項の規定により評議員会を開催するときは、評議員全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、これを記録する。

第3章 評議員会の議事

(議長)

第8条 評議員会の議長は、開催の都度、その評議員会に出席した評議員の中から互選する。

(評議員提案権)

第9条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の4週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出使用とする議案の容量を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

- 2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出すること

ができる。

(招集手続等に関する検査役の選任)

第10条 日本協会又は評議員は、評議員会に係る招集手続及び決議の方法を調査させるため、当該評議員会に先立ち、東京地方裁判所に対し、検査役の選任を申し立てることができる。

(評議員会の運営)

- 第11条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 2 議長は、評議員会の開催に際し、出席者数を確認しなければならない。
 - 3 議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

(評議員会の決議事項)

第12条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに定款に定める次の事項であつて、当該評議員会に係る招集通知に記録又は記載された事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告の承認
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) 残余財産の処分
 - (8) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡
 - (9) 評議員会に提出・提供された資料を調査する者の選任
 - (10) 評議員の請求により、又は評議員により招集された評議員会において、業務及び財産の状況を調査する者の選任
 - (11) 評議員会の延期又は続行
 - (12) 評議員会運営規程の制定、変更及び廃止
 - (13) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項
- 2 前項の定めにかかわらず、評議員会は、前項9号から11号までの事項については、当該評議員会に係る招集通知に記録又は記載されていない場合にもこれを決議することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その

過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令において議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議すべき事項として定められた事項
- 3 前2項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(評議員会の決議の省略)

第14条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告事項)

- 第15条 理事は、一般社団・財団法人法並びに定款に定める事項につき、評議員会に報告するものとする。
- 2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査するものとし、この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告するものとする。

(評議員会への報告の省略)

第16条 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告をすべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(理事等の説明義務)

第17条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りでない。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、別表に掲げる事項を記載しなければならない。
- 3 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が署名又は記名押印（電磁的記録で作成した場合は電子署名）するものとする。
- 4 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。議事録の写しは出席した評議員にも配布する。

第4章 雑則

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

2013年4月1日 制定

理事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）の定款及び法令に基づき、日本協会の理事会に関する事項について規定し、円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の種類)

第3条 理事会は、原則として毎月1回開催する。

2 次の各号の一に該当する場合には臨時理事会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前項の請求があった日から5日以内に、その日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 監事から会長の招集の請求があったとき、または監事が招集したとき

(招集等)

第4条 理事会は、会長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第3項第3号による場合は理事が、同条同項第4号後段による場合は監事が、理事会を招集する。
- 3 会長は、第3条第3項第2号又は同条同項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。
- 5 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順位により、他の理事がこれを招集する。
- 6 理事会の招集は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに通知しなければならない。また、書面による通知の発出に代えて、理事長及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

- 7 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第5条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順位により、他の理事が議長となる。
- 3 理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第6条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議)

第7条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第8条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(決議の省略)

- 第9条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを必要としない。
- 2 前項の規定は、第14条第1項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第10条 監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第11条 理事会が必要と認めた場合、議事に関係する者を出席させ意見または説明を求めることができる。

(権限)

第12条 理事会は、日本協会の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに、会長及び専務理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第13条

理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び専務理事の選定・解職
- (2) 評議員会の日時・場所及び付議すべき事項の決定
- (3) 重要な財産の処分及び譲受
- (4) 多額の借入
- (5) 重要な使用の選任・解任
- (6) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (7) 内部管理体制の整備
- (8) 事業計画及び収支予算書等の承認
- (9) 事業報告及び計算書類等の承認
- (10) 理事会運営規程、理事の職務権限規程、経理規定等の重要な規程の制定、変更及び廃止
- (11) 基本財産の処分、除外又は担保提供
- (12) その他理事会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項
- (13) その他重要な事業等の契約の締結、解除、変更等の業務執行に関する事項
- (14) その他理事会が必要と認めた事項

(報告事項)

第14条 会長及び専務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第15条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、別表に掲げる事項を記載しなければならない。
- 3 議事録には、出席した会長及び監事が署名又は記名押印（電磁的記録をもって議事録を作成した場合には電子署名）する。
- 4 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経

過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。議事録の写しは出席した理事及び監事にも配布する。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

2013年4月1日 制定

役員等の選任に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）の役員等の選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(理事候補者)

第2条 理事会は、理事を選任する評議員会に、選任すべき理事候補者の議案を提出することができる。

- 2 満70歳以上の者は理事候補者となることができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事会は、特に必要があると認めるときは、理事会の決議に基づき、満70歳を超える者を理事候補者とすることができる。
- 4 理事会は、第1項の議案提出に当たり、理事候補者のうち6名以内を支部協会の推薦する者（関東協会、関西協会及び九州協会各2名以内）としなければならない。

(監事候補者)

第3条 理事会は、監事の同意を得て、監事を選任する評議員会に、選任すべき監事候補者の議案を提出することができる。

- 2 満72歳以上の者は監事候補者となることができない。

(評議員候補者)

第4条 理事会は評議員を選任する評議員会に、選任すべき評議員候補者の議案を提出することができる。

- 2 満75歳以上の者は評議員候補者となることができない。
- 3 理事会は、前項の議案提出に当たり、評議員候補者のうち12名以内を支部協会の推薦する者（関東協会、関西協会及び九州協会各4名以内）としなければならない。

(役職付き理事の選任)

第5条 会長及び専務理事は、理事の改選後最初に開かれた理事会において互選する。

- 2 副会長は、会長の推薦に基づき理事会が選任する。
- 3 会長は、必要があるときは、理事の中から特定の者を会計役、書記長その他の役職付き理事に選任することができる。

(名誉総裁・名誉会長等)

第6条 日本協会に名誉総裁をおくことができる。

- 2 日本協会に名誉相談役及び名誉会長をおくことができる。
- 3 名誉総裁、名誉相談役及び名誉会長は、理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。

(顧問・参与等)

第7条 日本協会に理事会の諮問機関として顧問及び参与をおくことができる。

- 2 顧問は、日本協会の会長、副会長若しくは専務理事又は支部協会の会長経験者であつて特に顕著な働きのあつた者の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する。
- 3 参与は、日本協会において特に顕著な働きのあつた者の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は理事会の決議による。

附則 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会の設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

常勤役員の報酬並びに役員及び評議員の費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）の定款第12条、第25条及び第27条4項の規定に基づき、役員の報酬並びに役員及び評議員の費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事及び監事のうち、日本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第9条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとし、その名称のいかんを問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 日本協会は、常勤役員の職務執行の対価として、別表第1「常勤役員の報酬額」記載の範囲内の報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額をもって定めるものとする。
- 3 常勤役員の退職手当は支給しない。

(報酬の支給日)

第4条 常勤役員の報酬は、年額を12で除した額を毎月一定の定まった日に支払う。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定があるときは、本人名義の金融機関口座に振り込んで支給することができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替

金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第6条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第7条 日本協会は、役員又は評議員がその職務の執行に当たり負担した費用については、その請求に基づき遅滞なく支払う。

2 前項の費用のうち、前払いが必要と認められるものについては、その請求に基づき前払いする。

(公表)

第8条 日本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

2013年4月1日 施行

別表第1 常勤役員の報酬年額

- | | |
|---------|--------------|
| ・専務理事 | 1500万円までの範囲内 |
| ・理事及び監事 | 1200万円までの範囲内 |

委員会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）がその事業の円滑な遂行を図る目的で設置する委員会の運営等に関する事項を定めることを目的とする。

(委員会)

第2条 理事会は、日本協会の事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じて委員会を設置することができる。

(委員会の種類)

第3条 委員会は、通常委員会及び特別委員会の2種とする。

- 2 通常委員会は、日本協会の目的又は事業に係る事項を所掌するものとし、総務委員会、財務委員会、国際委員会、広報・プロモーション委員会、マーケティング・セールス委員会、競技運営委員会、トップリーグ委員会、代表委員会、普及・競技力向上委員会、審判委員会、高校委員会、安全対策委員会、メディカル委員会、女子委員会、総合戦略室、RWC2019委員会を置く。
- 3 特別委員会は、理事会が定めた特定の目的の遂行するため、期限を定めて設置する。

(委員会の委員及び委員長)

第4条 委員会の委員長は、理事会が選任し、会長が委嘱する。

- 2 日本協会の会長、副会長、専務理事、会計役及び事務局長、並びに関東協会、関西協会及び九州協会（以下、併せて「支部協会」という。）の会長、副会長又は理事長は、普通委員会の委員長を兼務することができない。
- 3 各委員会の委員は、当該委員会の委員長がその活動に必要と認める者を候補者として理事会に諮り、理事会の承認の下、会長が委嘱する。
- 4 委員会の委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補充により選任された委員長又は委員の任期は、前任者又は他の委員の残任期間と同一とする。
- 6 委員長及び委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(委員会の活動)

第5条 各委員会は、理事会より指示された担当事項につきそれぞれ具体的な活動方針を定め、理事会の承認を得なければならない。

- 2 各委員会は、必要に応じて、理事会の承認を得て、当該委員会の業務に関する細則を定めることができる。
- 3 委員長は、理事会に出席し、委員会の書簡事項に関する報告及び意見を述べるができる。

(事務局との連携)

第6条 各委員会は、その事業の実施に関して日本協会事務局と綿密な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなければならない。

(有給専門職)

第7条 各委員会には、必要に応じ、有給の専門職を置くことができる。

- 2 前項の専門職に関する事項（設置の要否、雇用形態、勤務条件、報酬の額等）は、すべて理事会が定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

2013年4月1日 施行

支部に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）定款第2条第2項に定める従たる事務所に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支部)

第2条 日本協会は、従たる事務所として関東支部、関西支部及び九州支部を置き、それぞれ次のとおり称する。

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 関東支部（東京都港区） | 関東ラグビーフットボール協会 |
| (2) 関西支部（大阪府大阪市北区） | 関西ラグビーフットボール協会 |
| (3) 九州支部（福岡県福岡市中央区） | 九州ラグビーフットボール協会 |

(支部の活動)

第3条 支部は次の活動を行う。

- (1) 所管する地域の単位で行う競技会、講習会等の実施。ただし、日本協会が直接実施する競技会、講習会等を除く。
 - (2) 所管の都道府県単位のラグビーフットボール協会（以下「都道府県協会」という。）の統括
 - (3) 所管の都道府県協会におけるラグビーの指導及び普及に関する共通問題に関する審議
 - (4) 所管の都道府県協会の単位で行う競技会、講習会等の支援
 - (5) 所管の都道府県協会の事業に対する支援
 - (6) その他地域のラグビーの振興及び普及を図るために必要な活動
- 2 支部が所管する都道府県は、それぞれ次のとおりとする。

関東支部

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県

関西支部

富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県

九州支部

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(支部役員)

第4条 支部には、それぞれ次の役員（以下「支部役員」と総称する。）を置く。

- (1) 支部会長 1名
 - (2) 支部副会長 3名以内
 - (3) 支部理事長 1名
 - (3) 支部理事 20名以上25名以内（支部会長、支部副会長及び支部理事長を含む。）
 - (4) 支部監事 若干名
- 2 支部理事は、支部の推薦に基づき、日本協会の本部（以下、単に「本部」という。）理事会が選任する。ただし、支部理事の中には1名以上の医師を医務担当理事として選任しなければならない。
 - 3 支部会長、支部副会長及び支部理事長は、支部理事が候補者を互選し、本部理事会の承認に基づき、本部長が選任する。
 - 4 支部監事は、支部会長の推薦及び本部理事会の承認に基づき、本部長が選任する。
 - 5 支部は、第1項の支部役員のほかに、必要に応じて、理事の中に書記長、会計役等の支部役員を置くことができる。これらの支部役員の選任手続は、前項に準じる。
 - 6 支部は、名誉役員として次の者を置くことができる。
 - (1) 支部名誉会長
 - (2) 支部顧問・特別顧問

(支部役員の任期及び定年)

第5条 支部役員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

- 2 補欠により選任された支部役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 支部役員は、任期満了後においても後任者が就任するまではその職務を行う。
- 4 支部役員は、次に定める年齢を超えて選任又は再任されない。

(1) 支部会長、支部副会長	満75歳
(2) (1)に定める者以外の支部理事	満70歳
(3) 支部監事	満72歳

(支部理事会)

第6条 支部は、それぞれ支部理事全員を構成員とする支部理事会を置く。

- 2 支部理事会は、本部理事会の方針に基づき、所管地域における支部の活動の一切を決定する。ただし、次の各号に定める支部の活動の重要事項については、事前に本部理事会の承認を得ることを要する。
 - (1) 支部の事業計画及び収支予算
 - (2) 支部の事業報告及び収支決算
 - (3) 支部の組織運営に関する諸規程の制定及び改廃

(本部理事候補者及び本部評議員候補者の推薦)

- 第7条** 支部は、本部理事会に対し、支部役員の中から次期の本部理事の候補者とすべき者それぞれ2名以内を推薦することができる。ただし、推薦する本部理事候補者のうち少なくとも1名は支部会長又は支部理事長としなければならない。
- 2 支部は、本部理事会に対し、支部役員の中から次期の評議員候補者とすべき者それぞれ4名以内を推薦することができる。

(本部に対する届出義務)

- 第8条** 支部は、毎年2月末日までに、同年4月1日から始まる事業年度に関する次の事項を書面にて本部理事会に報告しなければならない。
- (1) 支部の事業計画
(2) 支部の収支予算
(3) 支部の役員名簿及び業務分担
- 2 支部は、毎年5月末日までに、同年3月末日に終了した事業年度に関する次の事項を書面にて本部理事会に報告しなければならない。
- (1) 支部の事業報告
(2) 支部の収支決算（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録）
(3) 支部理事会の議事内容

(支部の会計処理)

- 第9条** 支部の会計処理は、本部の会計処理規程に準じて行う。

(監査)

- 第10条** 支部は、当該年度の活動につき本部から経済的援助（各種の分配金、業務運営委託費その他名目の如何を問わない。）を受けたときは、本部の指示に従い、本部監事又は本部監査委員会による監査を受けるものとする。支部監事及び支部の監査担当者は、本部が行う監査に協力する義務を負う。
- 2 本部監事又は本部監査委員会は、前項の監査を行ったときは、その結果を遅滞なく本部理事会に報告する。

(改廃)

- 第11条** この規程の改廃は、理事会の決議による。

2013年4月1日 施行

事務局に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局)

第2条 日本協会は、理事会の業務執行を補助する機関として事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局員を置く。
- 3 事務局員は有給とする。

(事務局長)

第3条 事務局には事務局長を置く。ただし、日本協会の役員が事務局長を兼務することを妨げない。

- 2 事務局長は事務局を統括し、理事会の指示の下、日本協会の業務を遂行する。
- 3 事務局長は有給とする。ただし、役員が事務局長を兼務する場合には、役員報酬規程に基づく役員報酬のみを受けるものとする。

(細目的事項)

第4条 事務局の構成、業務分担その他の細目的事項については、理事会が別に定める。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

会計処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）における会計処理に関する基本を定めたものであり、財政状態、正味財産増減及びキャッシュ・フロー並びに資金収支の状況について、それぞれの内容を正確かつ迅速に把握し、当法人の財務内容の透明化、事業の効率化を図ることを目的とする。

(会計の原則)

第2条 日本協会の会計は、法令、定款及び本規程の定めによるほか、公益法人会計基準（平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会）等の一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して処理されなければならない。

(会計年度)

第3条 日本協会の会計年度は、定款の定めに従い、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計区分)

第4条 会計区分は、次のとおりとする。

- (1) 公益目的事業会計
- (2) 収益事業等会計
- (3) 法人会計

2 前項の(1)及び(2)の事業については、必要に応じてさらに区分することができる。

(会計単位)

第5条 日本協会は本部及び支部を含めて1会計単位とする。

(経理責任者)

第6条 日本協会の経理責任者は、理事会計役とし、理事会計役事故あるときは会長または専務理事が代行者となる。ただし、急を要する業務は経理責任者の委譲を受けて後、事務局長または出納責任者がこれに代って業務処理をすることができる。

(帳簿書類の保存・処分)

第7条 帳簿等の保存期間は、次のとおりとし、会計年度終了日の翌日から起算する。

- (1) 貸借対照表（貸借対照表内訳表を含む。以下同じ。）……永久
- (2) 正味財産増減計算書（正味財産増減計算書内訳表を含む。以下同じ。）……永久
- (3) キャッシュ・フロー計算書……永久
- (4) 附属明細書……永久

- (5) 財産目録……永久
- (6) 収支予算書（収支予算書内訳表を含む。以下同じ。）……10年
- (7) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類……10年
- (8) 資金調達及び設備投資の実績を記載した書類……10年
- (9) 会計伝票及び証憑書類……10年
- (10) その他の書類……5年

(運用)

第8条 この規程にない会計処理については、別に定めるものを除き、経理責任者の決裁を経て行うものとする。

- 2 この規程の運用に関する指示は、経理責任者が行うものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、経理責任者の上申に基づき理事会の決議を経て行うものとする。

(内部監査)

第10条 日本協会並びに支部協会経理責任者および経理事務担当者は監査委員会による内部監査を受けなければならない。

- 2 内部監査については「内部監査基準および実施要項」に定める。

第2章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目の設定)

第11条 日本協会の財政状態、正味財産増減及びキャッシュ・フロー並びに資金収支の状況を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

- 2 勘定科目は、「公益法人会計基準の運用指針」（平成20年4月11日 平成21年10月16日改正内閣府公益認定等委員会）の「12 財務諸表の科目」に準拠してその性質を示す適当な名称で表示するものとする。

なお、資金収支予算書及び資金収支計算書の科目は、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）において示された科目を参考にして別に定めた別表に準拠してその性質を示す適当な名称で表示するものとする。

この規程及び別表に定めのない処理については、経理責任者の指示に従うものとする。

(会計帳簿)

第12条 会計帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 主要簿

- ① 仕訳帳
- ② 総勘定元帳

(2) 補助簿

- ① 現金出納帳
- ② 預金出納帳
- ③ 固定資産台帳
- ④ 基本財産台帳
- ⑤ 特定資産台帳
- ⑥ 指定正味財産台帳
- ⑦ 会費台帳
- ⑧ 資金収支予算の管理に必要な帳簿
- ⑨ その他必要な補助簿

2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代える。

3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票並びに総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。

(会計伝票)

第 13 条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

2 会計伝票は、振替伝票とする。

3 会計伝票は、証憑書類に基づいて作成し、証憑書類は別に保存するものとする。

4 会計伝票は、原則として取引 1 件ごとに作成し、本規定 6 条に定める責任者の承認印を押印するものとする。

5 会計伝票には、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方等取引内容を簡単かつ明瞭に記載しなければならない。

(証憑)

第 14 条 証憑とは、会計伝票の正当性を立証する書類をいい、次のものをいう。

- (1) 請求書
- (2) 領収書
- (3) 証明書
- (4) 稟議書
- (5) 検収書、納品書及び送り状
- (6) 受領書、支払申請書
- (7) 各種計算書
- (8) 契約書、覚書
- (9) その他取引を裏付ける書類

(記帳)

第15条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、会計伝票又はその証憑書類に基づいて記帳しなければならない。

(検算照合)

第16条 毎月末において、補助簿の借方、貸方の合計及び残高は、総勘定元帳の当該勘定の金額と照合確認しなければならない。

(帳簿の更新)

第17条 会計帳簿は、会計年度ごとに更新する。

第3章 予算管理

(収支予算の目的)

第18条 収支予算は、各事業年度の事業計画を明確な計数をもって損益計算ベースで表示することにより、権限と責任の範囲を明らかにし、かつ、収支予算と実績との比較検討を通じて事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(収支予算の執行)

第19条 各事業年度における収益及び費用の計上、固定資産取得及び借入金調達の計上は、「収支予算書」及び「資金調達及び設備投資の見込み」に定められた金額に基づいて行うものとし、定められた目的以外に使用しないものとする。

2 収支予算の執行者は会長とする。

3 専務理事は、当該担当業務に関する収支予算の執行について、会長に対して責任を負うものとする。

(費用予算の流用)

第20条 予算の執行に当たり、各科目間において相互に流用してはならない。ただし、同一委員会内の流用に限り例外として、理事会の承認の上で流用することができるものとする。

(予備費の計上)

第21条 予測しがたい費用予算の不足を補うため、費用予算及び固定資産取得予算に相当額の予備費を計上するものとする。

(収支予算の補正)

第22条 会長は、やむを得ない理由により、収支予算の補正を必要とするときは、補正予算を

編成して理事会に提出し、その承認を受けなければならない。

第4章 金 銭

(金銭の範囲)

第23条 この規程において金銭とは、現金、小切手、郵便為替証書及び預金その他随時通貨と交換できる証書をいう。

2 手形及び有価証券は、金銭に準じて取り扱うものとする。

(出納責任者)

第24条 金銭の出納、保管については、その責に任じるため、出納責任者を置かなければならない。

2 出納責任者は、経理責任者が任命する。

3 出納責任者は、金銭の保管及び出納事務を取り扱わせるため、出納事務担当者を置くことができる。

4 出納事務担当者は、出納責任者が特に認めた以外の業務を行ってはならない。

(金銭の収納・保管)

第25条 収納した金銭は、取引金融機関に預け入れるものとし、直接支払いに充ててはならない。

2 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。但し、金融機関への振込みによる収納は、領収証の発行を省略することができる。

3 領収証は、出納責任者が発行する。但し、やむを得ない場合は、出納責任者以外の者が経理責任者の承認を受けて領収証を発行することができる。

4 事前に領収証を発行する必要があるときは、出納責任者の承認を受けて行うものとする。

(金銭の出納)

第26条 金銭の出納は、経理事務担当者が証憑書類等によってその事由を調べた上で、会計伝票に経理責任者の承認印をもらう手続きによりなされなければならない。

また、金銭の受入れについては、必ず領収書を発行し、支払については、相手先の受領書をもらわなければならない。ただし、銀行振込を行う場合は、取扱銀行の領収証をもつてこれに代えることができる。

2 指定された試合・大会については、その運営に関わる収入の取り扱いは別に定める規程類に従い行うものとする。

3 一件当たり 100 万円未満の少額支払いのものについては、支出依頼票に基づいて申請し、経理責任者の承認で支払が出来るものとする。

4 一件当たり 100 万円以上 1,000 万円未満の支払いのものについては、所定の稟議書に

基づいて申請し、経理責任者の承認と専務理事の承認を必要とする。

- 5 一件当たり 1,000 万円以上の支払いについては、所定の稟議書に基づいて申請し、経理責任者の承認と専務理事の承認と会長の承認を必要とする。
ただし、旅費等の支払は別に定める各旅費規程に従い行うものとする。

(支払期日)

第 27 条 金銭の支払いは、一定日に行うものとする。ただし、やむを得ない支払いについてはこの限りでない。

(支払方法)

第 28 条 金銭の支払方法は、原則として銀行振込によるものとする。ただし、役職員に対する支払い、小口払いその他これによりがたい場合はこの限りではない。

- 2 銀行振込依頼書及び振出小切手の作成は、出納責任者が行い、小切手の署名又は捺印は、経理責任者が行う。

(手許現金)

第 29 条 出納責任者は、日々の現金支払いに充てるため、手持現金をおくことができる。

- 2 手持現金の額は、通常の所要額を勘案して、必要最少額にとどめるものとする。
3 小口現金は、毎月末日及び不足のつど精算を行わなければならない。

(残高の照合)

第 30 条 出納責任者は、現金については、毎日の現金出納終了後、その在高と帳簿残高とを照合し、過不足がある場合は経理責任者に速やかに報告して、その処置につき指示を受けなければならない。

- 2 預貯金については、月次で預貯金の残高を証明できる通帳等の書類によりその残高を帳簿残高と照合し、差異がある場合は預貯金残高調整表を作成して経理責任者に報告しなければならない。
3 預貯金については、年 1 回 (3 月) (注:会計年度末月のこと) 預金残高証明書を取り寄せ、帳簿と照合しなければならない。

(クレジットカード)

第 31 条 役職者および海外遠征等の責任者は、必要に応じてクレジット会社と契約し、その会社のカードの発行を受けることができる。

- 2 原則としてカード発行は、会長、専務理事、事務局長、日本代表監督、日本代表担当総務とし、それ以外は海外遠征等の責任者が発行を受けることができる。
3 カード発行申請については、稟議書にて会長の決裁を受けることとする。
4 カードの発行種類は法人カードとし、その管理は経理責任者とする。
5 カードの発行、使用はカード会社の会員規約に基づくものとする。

- 6 利用したカードは、明細一覧表を作成し伝票控とともに事務局経理に速やかに提出する。
- 7 海外遠征等で発行されたカードは帰国後、経理責任者に返還し直ちに契約解除の手続きをとることを原則とする。

第5章 財 務

(資金計画)

第32条 年度事業計画及び収支予算書等に基づき、経理責任者は速やかに年次及び月次の資金計画を作成し、会長の承認を受けなければならない。

(資金の調達)

第33条 当法人の事業運営に要する資金は、会費収入、基本財産及び特定資産より生ずる運用収入、寄付金収入、事業収入及びその他の収入によって調達するものとする。

(資金の借入れ)

- 第34条 前条に定める収入によりなお資金が不足する場合には、金融機関からの借入金により調達するものとする。
- 2 資金を借り入れるときは、経理責任者はその返済計画を作成し、理事会の決議を経なければならない。ただし、期末返済、期初借入れの場合はこの限りでない。
 - 3 借入金額は理事会の決議を得た借入限度額の範囲内とし、借入先、借入金額、借入金利率等の決定はすべて理事会の承認を受けなければならない。

(資金の運用)

第35条 当法人の資金の運用は、別に定める財産管理基準及び運用方針 によるものとする。

(資金の貸付)

第36条 資金の貸付は、別に定める場合を除き、行ってはならない。

(金融機関との取引)

- 第37条 金融機関との預金取引、手形取引、その他の取引を開始又は廃止する場合は、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 金融機関との取引は、別に定める場合を除き、会長の名をもって行う。
 - 3 金融機関との取引に使う印鑑は、経理責任者が保管する。

(残高の照合)

第38条

運用資金及び借入金については、年1回(3月)残高証明書等を取り寄せ、帳簿と照合しなければならない。

第6章 棚卸資産

(範囲)

第39条 棚卸資産とは出版物・記念品在庫等をいう。

(管理責任)

第40条 棚卸資産の管理責任者は事務局長とする。

- 2 管理責任者は、受払い及び棚卸しについて記録・整理を行うとともに、紛失・盗難・変質・減耗等の発生のないよう留意しなければならない。

(取得価格)

第41条 棚卸資産の取得価格は、本品の購入価格に運賃等の直接購入諸掛を加算した額とする。

- 2 本品の裏面印刷等により広告見合分の金員を受領したときは、機関誌収入に計上するものとする。

(購入)

第42条 棚卸資産の購入に当たっては、二社以上の合見積もりを原則とし、価格・品質・納期・支払条件等に関し合理的な条件で発注するものとする。

- 2 購入品の計上は納品書により行い、検収を持って確定し、検収日付で計上するものとする。

(払出)

第43条 棚卸資産の払出しについては、所定の伝票に基づいて行われなければならない。

- 2 事業費(管理費)へ振替える棚卸資産の当月払出額は、下記算式により求める。
「前月繰越額 + 当月受入額 - 当月末棚卸額」

(実地棚卸)

第44条 管理責任者は、原則として毎月末、必ず期末時実地棚卸を行い、現品残高を把握しなければならない。

- 2 外部に保管を依頼している物品(預け品)については、当該業者発行の証懸書類により実施棚卸に代えるものとする。

(不良資産)

第45条 死蔵品・劣化品等の不良資産を廃棄又は処分する場合は、理事会の承認を受けなければ

ばならない。ただし、10万円未満の少額のものについては会長の承認を受ければこの限りでない。

第7章 固定資産

(固定資産の範囲)

第46条 この規程において固定資産（運用資金を除く）とは、耐用年数が1年超で、かつ取得価額が10万円以上の使用目的の資産をいい、基本財産、特定資産及びその他固定資産に区別する。

(1) 基本財産

定款に基本財産として定める財産をいう。

(2) 特定資産

特定の目的のために用途等に制約を課した資産をいい、例えば、以下の資産をいう。

退職給付引当資産（退職給付を支払うための特定預金等）

特定目的引当資産（将来の各目的の支払のために積み立てた預金等）

(3) その他固定資産

基本財産又は特定資産以外の固定資産をいい、例えば、以下の固定資産をいう。

建物（付属設備を含む。）、構築物、車両運搬具、什器備品、土地、建設仮勘定（建設中又は製作中の有形固定資産）、特許権、著作権、借地権、施設利用権、ソフトウェア、投資有価証券、敷金・保証金等

2 前項2号に定める資産の取り崩しについては目的別に各目的別積立金の範囲で行い、不足が生じた場合は別途積立金を取り崩すことができる。

ただし、いずれの取り崩しについても理事会の承認を受けなければならない。

(固定資産の取得価額)

第47条 固定資産の取得価額は、次の各号による。

(1) 購入により取得した資産は、公正な取引に基づく購入価額にその付随費用を加えた額

(2) 自己建設又は製作により取得した資産は、建設又は製作に要した費用の額

(3) 交換により取得した資産は、交換に際して提供した資産の帳簿価額

(4) 贈与により取得した資産は、その資産の時価等を基準とした公正な評価額

(建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定)

第48条 建設、製作等の途中のため、取得価額が確定しないものについては建設仮勘定（又はソフトウェア仮勘定）で処理し、その金額が確定したつど当該固定資産の科目に振替処理を行うものとする。

(固定資産の購入)

- 第 49 条 固定資産の(リースを含む)取得については、理事会の承認を受けなければならない。ただし、予算承認済み 10 万円未満の少額のものについては会長に承認を受ければこの限りでない。

(有形固定資産の改良と修繕)

- 第 50 条 有形固定資産の価値を増加させ、又は耐用年数を延長するために要した金額は、これを資本的支出としてその資産の価額に加算するものとする。
- 2 有形固定資産を原状に回復するために要した金額は修繕費とする。

(固定資産の管理)

- 第 51 条 固定資産管理責任者は、経理責任者が任命する。
- 2 固定資産管理責任者は、固定資産台帳を設けて、固定資産の保全状況及び移動等について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならない。
- 3 固定資産に移動、毀損及び滅失があった場合は、固定資産管理者は、経理責任者に通知し、帳簿の整備を行わなければならない。

(固定資産の登記・付保)

- 第 52 条 不動産登記を必要とする固定資産は、取得後遅滞なく登記しなければならない。また、火災により損害を受ける恐れのある固定資産については、適正な価額の損害保険を付さなければならない。

(固定資産の除却及び売却、担保の提供)

- 第 53 条 固定資産を売却又は除却するときは、理事会の承認を受けなければならない。ただし、予算承認済み 10 万円未満の少額のものについては会長に承認を受ければこの限りでない。
- 2 固定資産を借入金等の担保に供する場合は、前項の定めに準ずるものとする。

(減価償却)

- 第 54 条 固定資産の減価償却については、毎会計年度末に定額法によりこれを行う。
- 2 毎会計年度末に行われた減価償却費は直接法により処理するものとする。
- 3 減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号、最終改正平成 22 年 3 月財務省令第 20 号)に定めるところによる。

(現物の照合)

- 第 55 条 固定資産管理責任者は、常に良好な状態において管理し、各会計年度において 1 回以上、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合は、固定資産管理責任者は所定の手続を経て帳簿の整備を行わなければならない。

(固定資産の減損)

第 56 条 固定資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。ただし、対価を伴う事業に供している固定資産については、帳簿価額を超えない限り、使用価値により評価することができる。

(基金)

第 57 条 基金とすることを指定して寄付された財産については、その取り崩しについて理事会の承認を受けなければならない。

第 8 章 決 算

(決算の目的)

第 58 条 決算は、1 会計年度の会計記録を整理し、財政状態、正味財産増減及びキャッシュ・フロー並びに資金収支の状況を明らかにすることを目的とする。

(月次決算)

第 59 条 経理責任者は、毎月末に会計記録を整理し、次の書類を翌月 10 営業日迄に作成して、会長に提出しなければならない。

- (1) 合計残高試算表
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) キャッシュ・フロー計算書
- (5) 資金収支計算書

(決算整理事項)

第 60 条 年度決算においては、通常の整理業務のほか、少なくとも次の事項について計算を行うものとする。

- (1) 減価償却費の計上
- (2) 未収金、未払金、立替金、預り金、前払金、前受金等の計上
- (3) 各種引当金の計上
- (4) 流動資産、固定資産に実在性の確認、評価の適否
- (5) 負債の実在性と簿外負債のないことの確認
- (6) その他必要とされる事項の確認

(重要な会計方針)

第 61 条 当法人の重要な会計方針等は、次のとおりとする。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券…期末日の市場価格等に基づく時価法によっている。
- (2) 棚卸資産の評価方法
 最終仕入原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 有形固定資産…定額法
 無形固定資産…定額法
- (4) 引当金の計上基準
 賞与引当金…支給見込額のうち、支給対象期間に対応する額を計上。
 退職給付引当金…期末時点における職員に対する退職給与の自己都合要支給額を計上。
- (5) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
 現金及び現金同等物とする。
- (6) 消費税等の会計処理
 消費税等の会計処理は、税込処理による。

(財務書類)

第 62 条 経理責任者は、年度決算に必要な手続を行い、財務諸表（下記(1)から(3)の書類）及び附属明細書並びに財産目録（以下、「財務諸表等」という。）を作成し、会長に報告しなければならない。

- (1) 貸借対照表
 - (2) 正味財産増減計算書
 - (3) 附属明細書
 - (4) 財産目録
- 2 経理責任者は、前項の財務諸表等に加えて、資金調達及び設備投資の実績を記載した書類（以下、「財務書類」という。）を作成し、会長に報告しなければならない。
- 3 会長は、第 1 項及び第 2 項の財務書類について、監事の監査を受けた後、監事の意見を添えて理事会及び評議員会へ提出し、その承認を受けて財務書類を確定する。

(その他必要とされる書類)

第 63 条 経理責任者は、第 62 条の財務書類のほか、次に掲げる書類を作成し、会長に報告しなければならない。

- (1) 収支相償の計算書
 - (2) 公益目的事業比率の計算書
 - (3) 遊休財産額の計算書
 - (4) 公益目的取得財産額の計算書
- 2 会長は、前項の書類を理事会及び評議員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2013 年 4 月 1 日から施行するものとする。

チームの登録等に関する規程

第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）におけるチーム登録及び登録料の納入等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 チームの登録

(チームの登録)

第2条 日本協会、その支部である関東ラグビーフットボール協会、関西ラグビーフットボール協会若しくは九州ラグビーフットボール協会（以下、これら3地域の協会を併せて「支部協会」という。）、又は支部協会傘下の各都道府県協会（以下「都道府県協会」という。）が主催する大会・試合等に参加しようとするチームは、本規程の定めに従い、毎年、日本協会へのチーム登録をしなければならない。

- 2 チーム登録において、当該チームの役員又は選手として登録されていない者は、大会又は試合に参加又は出場することができない。ただし、その大会又は試合において日本協会が認める特別の規定があるときは、その規定に従うものとする。

(チーム登録の有効期間)

第3条 チーム登録の有効期間は、当年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度途中で行われた変更登録の有効期間は、変更登録の効力が生じた日からその後最初に到来する3月31日までとする。

- 2 前年度にチーム登録をしたチームは、前項の有効期間終了後においても、当年度のチーム登録が完了するまでの間は登録の効力が継続しているものとみなされ、大会又は試合に参加することができる。この期間、前年度に登録された選手（大学、高専、高校、中学又は学生クラブの選手であって所属する学校を卒業した者を除く。）及び役員は大会又は試合に出場又は参加することができる。ただし、6月30日までに当年度のチーム登録が行われなかったときは、同日をもって登録の効力を失う。

(チームの種別)

第4条 登録チームの種別は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 小学生 学校教育法に定める小学校の児童（以下「小学生」という。）であって単一の学校に属する者により構成されたチームをいう。
- (2) 中学生 学校教育法に定める中学校又は中等教育学校前期課程の生徒（以下「中学生」という。）であって単一の学校に属する者により構成されたチームをいう。
- (3) 高校 学校教育法に定める高等学校、中等教育学校後期課程、又は外国人を教育する各種学校のうち高等学校に相当すると日本協会が認める学校（以下「高校等」という。）の生徒であって単一の学校に属する者により構成されたチームをいう。
- (4) 高専 学校教育法に定める高等専門学校の学生であって単一の学校に属する者により構成されたチームをいう。
- (5) 大学 学校教育法に定める大学、防衛庁設置法に定める防衛大学校若しくは防衛医科大学校、又は外国人を教育する学校教育法上の各種学校のうち大学に相当すると日本協

会が認める学校（以下、併せて「大学等」という。）の学生（科目等履修生、聴講生、研修生等は含まない。）であって単一の学校に属する者（26歳以下の大学院生を含む。）により構成され、当該大学等を正規に代表するチームをいう。

- (6) 社会人 単一の企業の従業員等（当該企業との間で雇用契約又は選手契約（選手としての活動に関して締結した契約書をいい、業務委託契約を含む）を締結している者をいう。）、又は連結会計の対象となる特定の企業グループに属する企業の従業員等で構成されるチームであって、当該企業又は企業グループを正規に代表するチームをいう。
 - (7) 学生クラブ 不特定の大学、専修学校又は専門学校に属する18歳以上の学生により構成されたチームをいう。
 - (8) ラグビースクール 不特定の学校に属する小学生又は中学生により構成されたチームをいう。
 - (9) 大学OB 単一の大学等の出身者により構成されたチームをいう。
 - (10) 高校OB 単一の高校等の出身者により構成されたチームをいう。
 - (11) 女子 満15歳以上の女子により構成されたチームをいう。
 - (12) ジュニアクラブ 満18歳未満の者により構成されるチームであって、第1号から第11号までのいずれにも該当しないものをいう。
 - (13) 一般クラブ 満18歳以上の者により構成されたチームであって、第1号から第11号までのいずれにも該当しないものをいう。
- 2 前項第7号から第13号までに定めるチームにおいては、次の各号に定める事項を定めた会則を置かなければならない。
 - (1) チームの名称
 - (2) チームの所在地
 - (3) 代表者の氏名及び住所
 - (4) 選手の資格要件
 - (5) その他チームの運営に必要な事項
 - 3 チームの種別の判断が困難なときは、チームの所在地を管轄する支部協会において種別を決定する。

（登録チームの権利）

第5条 日本協会に登録されたチーム（以下「登録チーム」という。）は次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 日本協会、支部協会又は都道府県協会が主催する大会・試合等に参加すること。
- (2) 所属する都道府県協会及び支部協会の構成員として、その実施する事業施策に参画すること。

（登録チームの義務）

第6条 登録チームは、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 所定の登録料を納付すること。
 - (2) チームの競技用衣服（ジャージ）を日本協会の登録簿に登録すること。
 - (3) 日本協会の公的機関誌を購読すること。
- 2 登録チームは、日本協会が別に定める資格を有するレフリーを1名以上養成するよう努力しなければならない。

(代表チームへの選手派遣義務)

- 第7条 登録チームは、その所属選手が日本協会、支部協会又は都道府県協会の代表チーム又は選抜チーム（以下「代表チーム等」という。）の選手に選抜されたときは、当該選手を代表チーム等の練習及び試合に参加させる義務を負う。
- 2 登録チームは、その所属する外国人選手が母国協会の代表選手として招聘されたときは、当該選手に参加させる義務を負う。

(有料試合)

- 第8条 登録チームは、有料試合（いずれの名義をもってするかを問わず、観衆から観戦の対価を受ける試合をいう。）に出場するときは、あらかじめその旨を所属する都道府県協会に届け出て、その承認を得なければならない。ただし、日本協会、支部協会又は都道府県協会が主催し、又は特別に承認した有料試合に出場する場合は、この限りでない。
- 2 登録チームは、自ら有料試合を開催することはできない。

第3章 チーム登録の手続

(チーム登録)

- 第9条 日本協会に登録しようとするチームは、毎年6月30日までに日本協会所定の登録手続用ウェブページ (<http://rugbyfamily.jp>) にチーム名、所在地、管理者名、管理者のメールアドレスその他必要な情報を入力して、チーム所在地を管轄する都道府県協会の登録に関する承認を得なければならない。
- 2 都道府県協会から登録に関する承認通知を受けたチームは、すみやかにチームの役員及び選手の情報を登録手続用ウェブページに登録するとともに、所定の登録料を支払わなければならない。
- 3 チームの登録は、前項の手続が完了した時点においてなされたものとする。

(選手一覧表及び選手・役員登録証)

- 第10条 日本協会は、前条の登録を完了したチーム（以下「登録チーム」という。）に対し、選手一覧表及び選手・役員登録証を発行する。

(選手の追加登録)

- 第11条 社会人又は一般クラブである登録チームは、毎年8月31日までは、3名を限度として、選手の追加登録をすることができる。ただし、外国人選手はこの限りでない。2 前項の追加登録は、チームの役員及び選手の情報を登録手続用ウェブページに登録し、当該追加登録に係る所定の登録料を支払う方法で行うものとする。

(変更・離籍・抹消手続)

- 第12条 登録チームは、登録した選手又は役員に変更、離籍又は抹消の事由が生じたときは、すみやかにその旨を届けなければならない。
- 2 前項の届の手続は、登録手続用ウェブページにて行う。
- 3 社会人又は一般クラブに所属する選手について離籍の登録が行われた場合において、必要があるときは、日本協会は、当該選手に対し、所属する都道府県協会を通じて「選手離籍証明書」を発行する。

第4章 外国人選手

(外国人選手の定義)

第13条

外国人選手とは、日本国への在留資格を有し、その在留期間中にある外国国籍の選手であって、次の各号に該当しない者をいう。

- (1) 日本国政府より特別永住権を認められて、日本国に在住している者
- (2) 日本国の義務教育の修了者であって、引き続き日本国に在住している者

(外国人選手の出場)

第14条 日本協会、支部協会又は都道府県協会が主催する大会又は試合に出場できる外国人選手は、1試合につき各チーム2名以内とする。ただし、日本に居住する外国人のみをもって構成する一般クラブについては、この限りでない。

- 2 社会人の大会又は試合においては、前項の外国人選手に加えて、アジア・ラグビー・フットボール協会 (Asian Rugby Football Union) に加盟する協会を有する国 (以下「ARFU加盟国」という。) の国籍を有する者であって、ARFU加盟国以外の国の代表選手となることがなく、かつ南半球又は欧州のトップリーグ及びリーグラグビー (当該地域における最上位のリーグをいう。) でプレーをしたことのない選手 (各チーム1名アジア枠選手) を出場させることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、大会又は試合において外国人選手の出場資格に関して特別の規定があるときは、その規定に従う。

(外国人選手の登録手続)

第15条 登録チームが外国人につき選手登録をしようとするときは、次の各号に掲げる書類の写し各1通を都道府県協会に提出しなければならない。

- (1) 在留資格認定書
- (2) 査証 (ビザ) を受けた旅券 (パスポート)
- (3) 在留カード
- (4) 所属する企業との間で締結した雇用契約書又は、又はチームの属する学校への就学証明書
- 2 登録チームは、外国において登録されたことのある外国人選手を登録しようとするときは、前項の書類に加えて前所属チーム及び前所属協会の移動許可書 (IRBの標準書式による「移動許可 Clearance」) を提出しなければならない。
- 3 登録チームは、当該チームに移籍する外国人選手につき母国協会又は移籍元チームから育成費その他の金銭請求を受ける可能性がある場合には、前項の書類に加えて、母国協会又は移籍元チームとの間で上記金銭請求に関する合意が成立している旨の誓約書を提出しなければならない。
- 4 都道府県協会は、登録チームから第1項から第2項までの書類の提出を受けたときは、すみやかにその書類の写しを三支部協会及び日本協会に送付しなければならない。

(外国協会登録の外国人選手の登録不承認)

第16条 外国協会に登録されたことのある選手又は国外の育成プログラムによる訓練を受けたことのある選手に次に掲げる事情があるときは、日本協会は、当該事情が解消するまでの間、選手登録を認めない場合がある。

- (1) 登録しようとしている選手が、外国の協会、その所属団体又はクラブとの間で締結した契約上の義務を完全に履行していないとき

- (2) 登録しようとしている選手の所属に関し、外国の協会、その所属団体又はクラブ等との間で紛争が生じているとき
 - (3) 登録しようとしている選手が、所属する協会の規律上の理由により試合への出場が禁じられているとき
- 2 日本協会は、前項第1号の事由が認められる場合においても、当該外国人選手を受け入れる登録チームの責任において事由の解消に務め、日本協会に一切の義務を負わせない旨を保証する書面が当該登録チームから提出されたときは、日本協会は当該外国人選手の登録を認めることができる。

第4章 登録料

(登録料)

- 第17条 登録チームは、その登録した選手及び役員の数に応じ、それぞれの属する都道府県協会が定める額の登録料を支払わなければならない。
- 2 既納の登録料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(登録料の用途)

- 第18条 前条の登録料は、毎事業年度における合計額の50%を当該年度の公益目的事業に使用する。

第5章 雑則

(登録の抹消)

- 第19条 チーム、選手又は役員登録は、次の各号の事由があったときに抹消される。
- (1) 登録チームから抹消登録の申出があったとき
 - (2) チームが解散し、又は選手若しくは役員が死亡したとき
 - (3) 理事会のした登録抹消の決定が確定したとき

(改廃)

- 第20条 この規程の改廃は、理事会が議決により行う。

(補則)

- 第21条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2013年4月1日施行

選手の移籍に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という）に加盟するチームの選手の移籍に関する事項を定めることを目的とする。

(社会人チームの選手の移籍)

第2条 社会人チームの選手として登録されている選手（外国人選手を含む。）が他のチームに移籍して試合に出場するには、所属チームを離籍する旨の日本協会への登録手続を完了し、所属チームから選手離籍証明書を取得した上、日本協会の選手役員資格審査委員会においてチーム移籍に係る承認を得なければならない。ただし、所属チームの離籍登録から1年以上を経過している場合、又は当該移籍が所属チームの解散、チームを保有する会社の倒産その他選手の責に帰すことのできない事由により、移籍が行われた場合はこの限りでない。

2 移籍選手が出場しようとする大会又は試合において、出場選手の資格に関して前項と異なる定めがあるときは、当該定めが前項の規定に優先する。

(クラブチームの選手の移籍)

第3条 クラブチームの選手として登録されている選手が、当該年度中に他のチームに移籍して試合に出場しようとするときは、前条の規定を準用する。この場合、「選手離籍証明書」は「移籍証明書」に、「離籍登録から1年以上を経過している場合」は「離籍登録をした年度が終了した場合」に、それぞれ読み替える。

(学生チームの選手の移籍)

第4条 大学チーム、高専チーム又は高校チームの選手として登録されている選手は、登録された年度（4月から3月まで）と同一の年度内において他のチームに移籍する登録は認められない。ただし、廃校、所属チームの廃部その他選手自身の責に帰すことのできない事由により移籍する場合はこの限りでない。

(日本協会登録選手の外国移籍)

第5条 日本協会に登録されている選手が海外の協会に登録されようとするときは、所定の書式により日本協会に対して海外移動許可の申請をしなければならない。

2 前項の申請を受けた日本協会は、担当委員会においてこれを審査し、次に掲げる不許可事由がないと認めるときは、理事会の承認に基づき移動許可 Clearance を発行し、移籍先のチーム又は当該チームを管轄する外国協会に送付する。

- (1) 所属チームからの登録抹消手続がなされていないとき
- (2) 当該選手が所属クラブ、企業、又は日本協会との間の契約上の義務を完全に履行していないとき、又は義務の履行の有無につき紛争が生じているとき
- (3) 当該選手が、日本協会又は三支部協会の規律上の理由により試合への出場停止期間中であるとき

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

2013年4月1日 施行

育成費に関する規程

(目的)

第1条

この規程は、外国選手等の日本協会への移籍に伴い、IRB Regulation に基づき公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という）が負担することのある育成費（選手が所属する母国協会、団体、又はクラブ（以下「母国協会等」という。）において、当該選手の育成に要した費用）の補償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(育成費の補償)

第2条 次の事由がある場合において、日本協会が必要と認めるときは、日本協会は移籍する選手の母国協会等に対してIRB Regulation に基づき育成費の補償を行うことができる。

- (1) 母国協会等において第3条に定める契約選手（以下「単に「契約選手」という。）として登録されていた選手が契約期間の満了により日本協会に移籍する場合であって、母国協会等の登録選手としての最後の試合から12か月以内に日本協会に選手登録するとき
 - (2) 母国協会等において契約選手として登録されていた選手が契約期間の満了により日本協会に移籍する場合であって、母国協会等の登録選手としての最後の試合から3か月以内に日本協会の契約選手として選手登録するとき
 - (3) 母国協会に登録されていたことのある選手が、母国協会等における登録抹消から3年以内に日本協会の契約選手として選手登録するとき
- 2 前項の規定にかかわらず、当該選手が日本協会への移籍以前に母国協会等以外の他の協会等に移籍登録をしたことがあるときは、育成費補償の対象とすることができない。
- 3 第1項の育成費の補償に要する金銭は、当該育成費の対象選手を受け入れて日本協会に登録しようとするチーム（以下「受け入れチーム」という。）が負担する。

(契約選手)

第3条 この規程にいう契約選手とは、現在又は過去においてラグビー選手として活動することの対価として企業・団体等から経済的利益（名目の如何を問わない。）を受け、又は受けたことのある選手をいう。

- 2 当該選手と企業・団体等との雇用契約等において、ラグビー選手として活動すること又はラグビー選手であることを広告宣伝等に利用することが当該契約の一内容となっ

ているときは、企業・団体等から経済的利益を受けているものとみなす。

(育成費補償に関する調停等)

第4条 育成費に関する紛争が IRB の調停に付されたときは、受け入れチームは、日本協会に対して以下の義務を負う。

- (1) 育成費に関する詳細な交渉経過を記載した書面をすみやかに日本協会に提出すること。
- (2) IRB の調停員から調停案が示されたときは、それを受諾するか、IRB の司法委員会に提訴するかを遅滞なく日本協会に申し出ること。ただし、司法委員会の裁定があったときは、これに従わなくてはならない。
- (3) 育成費に関する調停及び提訴に関する費用（調停費用、裁定費用、弁護士費用、その他一切の費用）は、受け入れチームが負担する。
- (4) 調停又は裁定の結果、相手方から名目の如何を問わず金銭の支払を受けることになったときは、調停又は裁定に関して日本協会が負担した費用を控除した残額を受け入れチームが受領する。
- (5) 育成費に関する調停又は提訴に関し日本協会が何らかの損害（補償金、弁護士費用等を含むが、これに限定されない。）を被ったときは、受け入れチームはこれをすみやかに補償しなければならない。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議による

2013年4月1日 施行

代理人に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）に登録し若しくは登録しようとする選手若しくはチーム又は内外国の協会における代理人の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(代理人)

第2条 選手、チーム又は国内外の協会は、日本協会の発行するライセンスを有する代理人でなければラグビーに関する事項について代理人とすることができない。ただし、未成年者の法定代理人である場合、又は訴訟の提起等法令により当該事項に関する代理人の資格が定められている事項についてはこの限りでない。

(代理人の業務)

第3条 代理人の業務範囲は次のとおりとする。

- (1) 選手の登録、移籍に関する事項
- (2) 選手と協会間又は選手とチーム間の契約に関する事項
- (3) 協会又はチームが関与する試合又は大会に関する事項
- (4) その他ラグビーに関する経済的取引に関する事項

2 代理人は、弁護士法その他の法令により、一定の資格を有する者以外の者が行うことを禁じられた行為を行ってはならない。

(代理人資格の取得)

第4条 第2条に定める代理人になろうとする者は、日本協会に対して所定の方式により申請し、そのライセンスを取得しなければならない。

2 代理人の資格に関しその付与基準その他必要な事項は理事会が別に定める。

(IRB規定への準拠)

第5条 代理人が複数の国の協会が関係する代理行為を行うときは、本規程のほか、IRB Regulation の定めに従うものとする。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は理事会の決議による。

2013年4月1日 施行

商業広告への出演等に関する規程

第1条 (目的)

この規程は、選手、チーム又は役員が商業広告への出演又は広告宣伝物の制作等に関する契約を締結するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (定義)

本規程において用いる用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 選手 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）に選手登録されている者をいう。
- (2) チーム 日本協会にチーム登録されているチームをいう。
- (3) 役員 日本協会、支部協会、都道府県協会又はチームにおいて、会長、理事、監事、評議員、顧問、部長、監督、コーチ、主務その他名義の如何を問わず、ラグビーに関して何らかの役職を有する者をいう。

第3条 (商業広告等)

選手、チーム又は役員が、ラグビーに関連して商業広告に出演し又は商業広告宣伝に関する契約（広告宣伝物の制作に関する契約、スポンサー契約その他名称の如何を問わない）を締結しようとするとき、又はこれらの行為に関し何らかの経済的利益を得ようとするときは、事前に所定の書式により日本協会に申請し、承認を得なければならない。

- 2 選手、チーム又は役員が自己の所属する企業の商業広告宣伝のためにする行為についても、前項の規定を適用する。
- 3 日本協会は、第1項の申請に係る出演又は契約がすでに他の企業との間で締結しているスポンサー契約その他の契約に抵触するおそれがあるとき、公序良俗違反その他日本協会の目的に照らし不適切であると認めるとき、その他日本協会が別に定める基準を満たさないときは、その申請を不承認とし、又は一定の条件を付して承認することができる。

第4条 (講演、寄稿、メディアへの出演等)

選手、チーム又は役員は、ラグビーに関して講演、寄稿又はメディアへの出演をし（以下、これらを併せて「講演等」という。）、その対価・報酬を受けるときは、事前に所定の書式により日本協会に届出をしなければならない。

第5条 (禁止事項)

選手、チーム又は役員が商業広告に出演し、商業宣伝広告に関する契約を締結し、又は講演等を行うときは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 日本協会又はラグビーの名誉、品位、評価を損なうおそれのある言動をしないこと。
- (2) 日本協会のオフィシャルスポンサーと利益が相反する企業の日本代表チームに参加中の活動、その他日本協会の事業活動に支障をきたさないこと。
- (3) 日本協会又は支部協会から支給されたウェア又はそのロゴマーク等が付されたウェアを着用又は使用するときは、事前に日本協会の許可を得なければならない。

第6条 (処分)

選手、チーム又は役員が、本規程の定めに違反して商業広告等出演し、商業広告等に関する契約を締結し、又は講演・寄稿・メディアへの出演等を行い、それにより日本協会に損害を与えたときは、日本協会は、当該選手、チーム又は役員の登録を抹消し、又は資格をはく奪する等の処分を下すことができる。

- 2 日本協会は、前項の処分を下す場合は、あらかじめ当該選手、チーム又は役員に対して弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第1項の処分は、日本協会が被った損害の賠償請求を妨げない。

第7条 (改廃)

本規程の改廃は、理事会の決議による。

2013年4月1日 施行

付随的事業に関する規程

第1条 (目的)

この規程は、公益社団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）が行う付随的事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (日本協会の付随的事業)

日本協会は、ラグビーの普及、強化及び振興を目的として、次の付随的事業を行う。

- (1) 日本協会（支部協会を含む。以下同じ。）が主催する試合等のテレビ・ラジオ放送、インターネット配信その他公衆送信（以下「放送等」という。）に関する事業
- (2) 日本協会が主催する試合等の映像を使用した商品の製造販売に関する事業
- (3) 日本協会、日本代表チーム（日本選抜及び年代又はカテゴリー別の日本代表チームを含む。以下同じ。）又はトップリーグ加盟のチームの名称、ロゴ、マーク、キャラクター、意匠、商標その他これらのチームを表示するもの（以下「キャラクター等」という。）を使用した商品の製造・販売に関する事業
- (4) 日本代表チーム又はトップリーグ加盟チームの選手、監督、コーチ等（以下「選手等」という。）の肖像、氏名、署名、声、略歴等（以下「肖像等」という。）を使用した商品の製造・販売に関する事業
- (5) ラグビーの施設及び用具の検定、認定、後任又は推薦に関する事業
- (6) ラグビー選手及び指導者等の指導育成に関する事業
- (7) 日本協会又はラグビーに関する出版、広報等に関する事業
- (8) 競技場周辺における広告掲出、用具・ジャージへの広告掲出等に係るスポンサーの募集事業
- (9) その他理事会が定める事業

第3条 (放送権等)

次の試合の放送等に係る権利（以下「放送権等」という。）は日本協会に専属する。

- (1) 日本代表チームが国内において実施する試合
- (2) 日本選手権、ジャパントップリーグ、トップリーグプレーオフトーナメント
- (3) 大学選手権、全国高校大会
- (4) 前各号の外、日本協会が主催するすべての試合

第4条 (商品化権)

前条第2号から第4号までに規定する事業（以下、併せて「商品化」という。）を行う権利（以下「商品化権」という。）は日本協会が管理する。

- 2 日本協会は、商品化権を第三者に許諾することができる。
- 3 日本協会は、キャラクター等を日本協会の広報・広告宣伝に自由に使用することができる。

第5条 (肖像権)

日本協会に登録した選手及び役員（以下「登録選手等」という。）の肖像等に係る権利は日本協会が管理する。

- 2 日本協会は、前項の権利を第三者に許諾することができる。
- 3 日本協会は、登録選手等の肖像等を日本協会の広報・広告宣伝に自由に使用することができる。

第6条 (事業収益)

日本協会は、付随的事業の実施による収益を、日本代表チーム及びトップリーグの強化・育成並びに理事会が特に定めた事項のために使用する。ただし、放送権、商品化権又は肖像権の許諾の対価の分配に関して、加盟チーム、選手又は役員との間に別段の契約があるときは、その定めに従う。

第7条 (改廃)

この規程の改廃は、理事会の決議による。

2013年4月1日 施行

日本代表選手に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という）を代表する選手（以下「日本代表選手」という。）の資格等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(日本代表選手資格)

第2条 日本代表選手に選出されるためには、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 選手、両親若しくは祖父母のうち少なくとも一人が日本において出生した者であること、又は外国人選手登録をした後継続して3年間以上日本に居住している者であること。
- (2) 過去に他国の代表選手として選出され、出場選手又は交替選手として他国の代表チームの試合に参加したことがないこと

2 前項第2号の要件の判断基準は、理事会が別に定める。

(日本代表選手の招請)

第3条 登録チームは、その保有選手が日本代表選手として招請されたときは（日本人選手、外国人選手の別を問わない。）、これに協力するものとし、当該選手の日本代表チームにおける活動に便宜を図らなければならない。

2 日本代表選手として招請された選手は、代表チームの練習、合宿、及び試合等の活動に参加しなければならないが、その期間中、代表チーム以外のチームにおいてプレーをすることができない。

(経費の支給)

第4条 日本協会は代表チーム、選手及び役員に対して別に定める基準に従い経費を支給することができる。

2 IRB・ARFU主催の国際試合等についてはIRB又はARFUの規定に従う。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

2013年4月1日 施行

審判に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という）に登録された審判の資格等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、審判とは、ラグビーの試合においてレフリー又はアシスタントレフリーを行う者いう。

(審判の統括)

第3条 日本協会は、日本国内において行われるすべての競技の審判について統括する権限を持つ。

(公式試合のレフリー)

第4条 日本協会、支部協会又は都道府県協会に登録された審判でない者は、公式試合の審判となることができない。ただし、日本協会が特に招聘した外国人審判及び国際試合においてIRB又はARFUが派遣した審判はこの限りではない。

(アシスタントレフリー)

第5条 アシスタントレフリーは原則として審判資格者でなければならない。ただし、やむをえない場合には、当該試合を担当するレフリー及び両チームの同意を得て、審判資格者でない者を充てることができる。

(資格の種類)

第6条 審判の資格の種類は次のとおりとする。

- (1) A級審判 日本協会が主催する国際試合および国内試合のレフリーを行う権限を有する者
- (2) A1級審判 日本協会が主催する国内試合及び日本協会が特に必要と認める場合に国際試合のレフリー又はアシスタントレフリーを行う権限を有する者
- (3) B級審判 支部協会が主催する試合のレフリーを行う権限を有する者
- (4) C級審判 都道府県協会が主催する試合のレフリーを行う権限を有する者

(資格の認定)

第7条 審判資格の認定は各協会の審判委員会が推薦、各協会理事会にて審査し認定する。

2 A級及びA1級の審判資格期間は1年間とする。ただし、更新することができる。

3 支部協会が行うレフリー研修会への参加基準は、各支部協会が定める。

(資格認定基準)

第8条 審判の資格認定基準は次の通りとする。

- (1) A級審判 日本協会審判研修会に参加したA級又はA1級審判であって、前年度の活動実績及び技能評価等に基づきA級審判の技能を有すると認められた者
 - (2) A1級審判 日本協会が指定する審判研修会に参加した前年度のA1級審判又は支部協会の推薦に基づきA1級審判の技能を有すると認められた者
 - (3) B級審判 支部協会が実施する認定講習会に参加した者又は各地域の社会人トップチーム代表者が推薦した者であって、B級審判の技能を有すると認められた者
 - (4) C級審判 都道府県協会が実施する認定講習会を受講して、C級審判の技能を有すると認められた者
- 2 日本協会及び支部協会は、審判としての技能が著しく低下した場合、又は審判としての義務を怠った場合には、審判委員会の審議を経て、その審判の降級を行うことができる。
 - 3 審判のレフリング技能が著しく低下した場合、又は審判としての義務を著しく怠った場合には、審判委員会の審議を経て、その審判の降級を行うことができる。
 - 4 満18歳未満の者は、原則として審判になることができない。

(登録)

第9条 資格認定を受けた審判は、管轄する支部協会ならびに都道府県協会に登録しなければならない。

- 2 日本協会は、A級、A1級の審判資格の保有者に対し、認定証を交付し、氏名を公表する。

(審判の義務)

第10条 審判は、担当した試合で退場処分や重症事故等が発生したときは、3日以内に所定の書式による報告書を当該試合の主催者に提出しなければならない。

- 2 審判は、所定の審判講習会、研修会等に参加し、技能の向上に努めるとともに、審判活動に積極的に参加しなければならない。

(服装)

第11条 審判の服装は、双方のプレイヤーの服装と明確に区別できる色のジャージ、パンツおよびストッキングを着用するものとし、レフリー及びアシスタントレフリーの服装が統一されていることを原則とする。

(審判の養成)

- 第12条 日本協会、支部協会及び都道府県協会は、審判の技能及び資質の向上のため、審判講習会及び研修会を毎年開催しなければならない。
- 2 前項の講習会又は研修会を開催する際には、日本協会に講師の派遣を要請することができる。
 - 3 審判の指導及び評価は、IRBエデュケーター資格保有者及び各協会の審判委員会の指導担当及び評価担当が行う。
 - 4 各協会の審判委員会は、新規の審判を積極的に発掘・養成しなければならない。

(資格の停止)

- 第13条 審判が審判の権威を著しく失墜する行為を行ったときは、その審判を登録している各協会は、審判委員会の審議を経て、訓告、資格の停止または資格の取り消しの処分を課すことができる。
- 2 各協会に登録されている審判は、継続して1年間以上審判活動をしていないと認められた場合には、審判委員会の審議を経て、資格の停止、または資格の取り消しをすることができる。

(審判の旅費)

- 第14条 審判が、公式試合のレフリー又はアシスタントレフリーを務めるために旅費等を要するときは、別に定める基準に従い旅費等を支給する。ただし、大会等に別段の規定がある場合はその規定が優先する。

(改廃)

- 第15条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

2013年4月1日 施行

ラグビー指導者に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という）がラグビー指導者の資質及び指導力の向上を図るとともに、公益財団法人日本体育協会（以下「日本体育協会」という。）と共同でコーチ養成事業を行い、一貫した指導体制の確立を図る上で必要な事項を定めることを目的とする。

(指導者資格の種類)

第2条 ラグビー指導者の資格の種類は次のとおりとする。

- (1) 新スタートコーチ 日本協会が実施する新スタートコーチ講習を修了した20歳以上の者であって、日本協会に新スタートコーチとして登録された指導者
- (2) 育成コーチ NHK学園が実施する指導員共通科目に係る所定の通信講座及び日本協会が実施する所定の集合講習を受講した後、所定の育成コーチ試験に合格した者であって、日本体育協会にラグビーフットボール指導員として登録された指導者
- (3) 強化コーチ NHK学園が実施する指導員共通科目に係る所定の通信講座及び日本協会が実施する所定の集合講習を受講した後、所定の強化コーチ試験に合格した23歳以上の者であって、日本体育協会にラグビーフットボールコーチとして登録された指導者
- (4) トップチームコーチ 強化コーチの資格を有する者であって、日本代表委員会又は普及・競技力向上委員会の推薦に基づき日本協会が実施するトップチーム講習を受講し、これを修了した後、日本協会にトップチームコーチとして登録された指導者

(指導者の任務)

第3条 各資格の主たる任務は次の通りとする。

- (1) 新スタートコーチ 登録チームにおいてJRFUコーチング指針に基づいた指導一般を行う。
- (2) 育成コーチ 地域等において子供から大人まで幅広い選手を対象として年齢・性別等に対応したラグビーの技術指導を行う。
- (3) 強化コーチ 広域エリアにおける有望競技者の強化指導にあたるとともに、競技者育成システムの研究開発に参加する。
- (4) トップリーグ及び日本代表チームの強化指導を行う。

(指導者の保有義務)

第4条 加盟チームは、それぞれ第2条のいずれかの資格を有する指導者を監督又はコー

チとして置かなければならない。

- 2 国体参加チームの監督は、強化コーチの資格を有する者でなければならない。
- 3 大学又は社会人のトップチームの監督及びコーチには強化コーチが含まれていなければならない。
- 4 日本代表チーム及びトップリーグのチームの監督及びコーチは、トップチームコーチ資格を有していなければならない。

(講習会参加義務)

- 第5条 第2条の指導者資格を有する者は、日本体育協会、都道府県体育協会及び日本協会が実施する指導者研修会に参加しなければならない。
- 2 指導者研修会の実施その他指導者の資格及び育成に関する細目的事項は強化委員会又はコーチ部門が決定する。

(有償コーチ)

- 第6条 加盟チームは、指導者に対して謝金を支払うことができる。

(改廃)

- 第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

2013年4月1日 施行

懲罰に関する規程

(違反行為に対する懲罰)

第1条 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という）は、日本協会の役員、加盟団体の役員その他の関係者、加盟チームの選手、役員その他の関係者に次の各号の事由があるときは懲罰を科することができる。

- (1) 定款、各規程その他の規則に違反したとき
 - (2) IRB Regulationに違反したとき
 - (3) 日本協会の指示命令に従わなかったとき
 - (4) 日本協会又は加盟する団体・個人の名誉又は信用を著しく犯すような行為を行ったとき
 - (5) 日本協会又は協会に加盟する団体・個人の秩序風紀を乱したとき
 - (6) 刑罰法規（日本・外国）に抵触する行為を行ったとき
- 2 支部協会の所管事項に関して前項の事由が生じたときは、支部協会は、その傘下の団体、チーム又は選手に対して懲罰を科することができる。ただし、3か月を超える出場資格の停止処分を科すときは、事前に日本協会の規律委員会の承認を得なければならない。
- 3 日本協会は、公式競技会において加盟チーム、加盟チームの役員又は選手が行った違反行為に対しても懲罰を科することができる。

(罰則の種類)

第2条 前条による懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 警告
 - (2) 譴責
 - (3) 罰金（契約選手のみ）
 - (4) 公式試合の一定数出場資格の停止
 - (5) 公式試合の一定期間出場資格の停止
 - (6) 公式試合の無期限出場資格の停止
 - (7) 協会活動の一時的又は永久的停止
 - (8) 資格の剥奪（協会の登録の抹消）
- 2 前項の懲罰は併科することができる。

(両罰規定)

第3条 加盟団体又は加盟チームの役員、職員又は選手その他の関係者に第1条各号に定める事由が発生した場合において、当該事由の発生につき加盟団体又は加盟チームに過失が認められるときは、当該行為者に前条の懲罰を科すほか、その団体又はチーム

に対して前条に定める懲罰を科すことができる。行為者が第1条各号の行為の後、団体又はチームから離籍した場合も同様とする。

(資格審査委員会等審議)

第4条 この規程に基づく懲罰の適用及び資格の回復は、規律委員会及び選手・役員資格審査委員会の審議を経て、理事会が決定する。

(仲裁合意)

第5条 この規程に基づく懲罰の決定に不服のある競技者等は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則に基づく仲裁に付し、その仲裁により最終的に解決されるものとする。ただし、第1条第1項第2号の事由に基づく懲罰については、この限りでない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

2013年4月1日 施行

トップリーグ加盟会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）の事業に賛同した団体が、ジャパンラグビートップリーグ（以下トップリーグと称す）を安定的かつ継続的に実施すること及び財政基盤の確立を図り、ラグビーの普及・振興と競技会の公正及び質の維持・向上に寄与することを目的とする。

(呼称)

第2条 この規程により定める会費をトップリーグ加盟会費と称する。

(会員となる手続)

第3条 この法人に登録しようとする団体は、ジャパンラグビートップリーグ規約のリーグ加盟資格及び要件を満たすものとし、第4条に定める会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

2 この法人の登録は1事業年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）単位とする。

(会費)

第4条 この法人の加盟会費は、10,000,000円とする。

(会費の用途範囲)

第5条 加盟会費の用途範囲はトップリーグの運営に関わるものに使用するものとし、その範囲は次の各号による。

- (1) トップリーグに関わるスタッフの人件費
- (2) 広告宣伝関連費
- (3) レフリース育成費並びにレフリース派遣経費
- (4) トップリーグに係る会議関連費
- (5) 試合運営に必要な業務委託料
- (6) 事務所管理に係る経費

2 加盟会費は、その15%以上50%以内を当該年度の法人会計に使用することができる。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、理事会の議決により行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2013年4月1日施行

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 広く一般社会（日本協会に関係する団体を含む。以下同じ。）に常時募集活動を行うことにより受領する寄附金をいう。
- (2) 特定寄附金 使途を特定して、広く一般社会に一定期間募集活動を行うことにより受領する寄附金をいう。
- (3) 特別寄附金 前各号のほか、個人または団体から受領する寄附金をいう。

2 この規程における寄附金には金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 日本協会は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、原則として、公益目的事業会計に配布するものとする。ただし、寄附金総額の100分の50以内を法人会計に配賦することができる。

(特定寄附金の募集)

第4条 日本協会が特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途その他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という）を理事会に提出し、承認を得なければならない。

2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業の全部または一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集経費は募金総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募金の対象者に対し、事前に募金目論見書を交付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、日本協会は、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄付した者に対して事後的に募金目論見書を交付することができる。

(受領書等の送付)

- 第6条 日本協会は、一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び第4条第1項による募金目論見書を寄付者に送付するものとする。
- 2 前項の受領書には、日本協会の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

- 第7条 日本協会は、特定寄附金の募集期間終了後、速やかに寄附金総額、その他必要な事項を記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページにおける報告書の公開により寄付者への交付に代えることができる。
- 2 日本協会は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。前項但書は、この場合に準用する。

(特別寄附金)

- 第8条 日本協会は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。
- 2 前項の寄附金について寄付者から資金用途及び寄附金の管理運用方法に条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を得なければならない。
- 3 寄附金が下記各号に該当する場合、若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。
- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定するもの以外の個人又は団体がその寄付により、特別の利益を受ける場合。
 - (2) 寄付者とその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
 - (3) 寄附金の受け入れに起因して、日本協会が著しく資金負担が生じる場合
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、日本協会の業務の遂行上支障をきたすと認められるもの及び日本協会が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

- 第9条 日本協会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

- 第10条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護に関する基本方針

に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

2013 年 4 月 1 日 施行

JRFUメンバーズクラブに関する規程

(目的)

第1条 JRFUメンバーズクラブは、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）の事業に賛同した個人が、選手やチームとともに日本ラグビーをサポートしていくことを目的とする。

(呼称)

第2条 この規程により定める登録に関する制度をJRFUメンバーズクラブと称する。

(登録カテゴリー)

第3条 本メンバーズクラブのカテゴリーは次の各号による。

- (1) メンバーズ会員（男性のみ）
- (2) レディース会員（女性のみ）
- (3) ユース会員（18歳以下）

(会員となる手続)

第4条 この法人に登録しようとする個人は、この法人の所定の登録手続きを行い、第5条に定める会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

2 この法人の登録は、入会月から1年間とする。

(会費)

第5条 この法人の会費、入会金は、次の各号による。

- | | | | | |
|-------------|-----|--------|-----|--------|
| (1) メンバーズ会員 | 入会金 | 1,000円 | 年会費 | 3,000円 |
| (2) レディース会員 | 入会金 | 1,000円 | 年会費 | 3,000円 |
| (3) ユース会員 | 入会金 | 1,000円 | 年会費 | 無料 |

(会員の特典)

第6条 メンバーズクラブ会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 先行優先入場。
- (2) 試合チケット優待販売、先行販売。
- (3) 会報誌の発刊。

(会費の使途)

第7条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上50%以内を当該年度の法人会計に使用することができる。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の議決により行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2013年4月1日施行

スクラム・ジャパンプログラムに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）の事業に賛同した団体が、ラグビーを通じた人間教育とその活動をサポートすることにより、日本ラグビーの普及・振興に寄与することを目的として行われるスクラム・ジャパンプログラムに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(呼称)

第2条 スクラム・ジャパンプログラム活動に賛同して会員となった団体をスクラム・ジャパンプログラム協賛会員と称し、スクラム・ジャパンプログラム協賛会員から受ける会費をスクラム・ジャパンプログラム会費と称する。

(会員となる手続)

- 第3条 スクラム・ジャパンプログラム協賛会員になろうとする団体は、所定の入会申込書を提出し、第4条に定めるスクラム・ジャパンプログラム会費を所定の方法により支払わなければならない。
- 2 前項の入会申込書を提出した者は、スクラム・ジャパンプログラム会費の入金をもって、当該年度におけるスクラム・ジャパンプログラム会員の資格を取得する。
 - 3 スクラム・ジャパンプログラム協賛会員の期間は事業年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）単位とする。

(会費)

第4条 スクラム・ジャパンプログラム会費は一口200,000円（消費税別）とする。

(会員の特典)

- 第5条 スクラム・ジャパンプログラム協賛会員は次の特典を享受することができる。
- (1) スクラム・ジャパンプログラムのロゴマークを御団体の各種活動に使用することができる。
 - (2) スクラム・ジャパンプログラム協賛会員の呼称を御団体の各種活動に使用することができる。
 - (3) 日本協会発行『RUGBY』にスクラム・ジャパンプログラム協賛会員として記載される。
 - (4) 日本協会HP内での本企画紹介ページにスクラム・ジャパンプログラム協賛会員として記載される。
 - (5) 日本協会主催大会の大会プログラムにスクラム・ジャパンプログラム協賛会員と

して記載される。

(スクラム・ジャパンプログラム会費の使途)

第6条 スクラム・ジャパンプログラム会費は次世代の人材育成に関わるものに使用するものとし、その使途は次のとおりとする。

- (1) 小学生を対象としたラグビースクールへの支援活動。
- (2) 中学生ラグビーへの支援活動
- (3) 高校生ラグビーへの支援活動
- (4) タグラグビーの小学校導入と指導支援活動
- (5) 日本代表戦への組織的な観戦招待活動
- (6) ラグビーフェスティバルへの活性支援活動
- (7) その他のラグビー関連活動

2 スクラム・ジャパンプログラム活動の財務報告は日本協会HPに記載する。

3 スクラム・ジャパンプログラム会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の法人会計に使用できる。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の議決により行う。

(補則)

第11条

この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2013年4月1日施行

賛助会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）の賛助会員の入退会及び賛助会費の納入に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 日本協会の目的及び事業に賛同し、その活動を賛助しようとする者は、日本協会の賛助会員となることができる。

2 日本協会の賛助会員は地域別に下記の三種とする。

- (1) 関東ラグビーフットボール協会賛助会員
- (2) 関西ラグビーフットボール協会賛助会員
- (3) 九州ラグビーフットボール協会賛助会員

(賛助会員となる手続)

第3条 賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を賛助会員となることを希望する支部協会（関東ラグビーフットボール協会、関西ラグビーフットボール協会又は九州ラグビーフットボール協会。以下「支部協会」という。）に提出し、当該年度の賛助会費を支払わなければならない。

- 2 前項の入会申込書を提出した者は、賛助会費の入金をもって、当該年度における賛助会員の資格を取得する。
- 3 既納の賛助会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(賛助会員の特典)

第4条 賛助会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 日本協会又は支部協会が主催する各種有料試合（第2条第2項の賛助会員の種別に従い、当該支部協会の管轄地域で実施されるものに限る。）を無料で観戦することができる。
- (2) 賛助会員向けに実施する各種イベントに参加し、支部協会毎に定める各種の特典を受けすることができる。

(賛助会費の使途)

第5条 第4条の賛助会費は、毎事業年度における合計額の60%以内を当該年度の公益目的事業に使用する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、理事会の議決により行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2013年4月1日 施行

役員国内出張旅費規程

(総則)

第1条 本規程は、日本協会定款第4・6・7章に規定する役員及び委員会に関する規程に規定する委員長・委員を対象とする。

2. 前項に該当する者（以下、総称して受給資格者という）が協会の業務のために出張する場合には、この規程に基づき請求に応じて旅費を支給するものとする。
3. 日本代表選手・役員（監督・コーチ）については別に定める。
4. 各支部協会および各都道府県協会役員が、日本協会の要請に基づき日本協会業務を遂行する場合も本規程を準用する。

(出張の定義)

第2条 出張とは、協会の業務のため協会命により、居住地以外の市区町村に旅行することをいう。

出張は、出張先により次の通り区分する。

1. 遠距離出張 鉄道200キロメートル以上の地に出張する場合
2. 近距離出張 鉄道120キロメートル以上200キロメートル未満の地に出張する場合
3. 近距離出張に該当しない120キロメートル以内の新幹線利用については、付則『新幹線利用特別規則』に定める。

(実費支給・定額支給の旅費)

第3条 旅費は、次の通り実費にて支給するものとする。

実費支給の旅費

- ①交通費
- ②旅行雑費

2. 前項にかかわらず、大会・招待等出張先機関により交通費、宿泊料の支払の支給があった場合は、該当する旅費を支給しないものとする。

(交通費)

第4条 交通費とは、鉄道、航空、船舶、バス等の運賃の普通運賃をいう。

2. 出張に利用する交通手段及び経路は、合理的な方法によるものとする。
3. 業務上必要なため事務局長の許可を受けたときは、特急、新幹線を利用できる。
4. 業務上緊急を要するため専務理事、事務局長の許可を受けたときは、航空機の利用ができる。
5. 前3.4項についての基準は別表1の通りとする。
6. 交通費は、居住地主要幹線駅を起終点として計算する。

7. 交通費は原則として往復割引運賃を基準とする。
8. 業務上必要なため事務局長の許可を受けたときは、タクシーを利用できる。ただし、精算時に領収書添付がない場合は支払わない。

(雑則)

第5条 雑費の金額は別表2のとおりとする。

(宿泊料)

第6条 原則として別表2の範囲内で協会が直接契約し直接決済する。

2. 前項によらない場合は、宿泊料の金額は別表2の通りとし、出張中の宿泊夜数に応じて支給する。ただし、夜行寝台者を利用した場合は支払わない。

(旅費の支給)

第7条 旅費は出発前、出張者本人が出張旅費申請及び計算書を提出し、事後出張報告書による確認をもって確定額を出張者に支給する。

2. ただし、日本協会が招集する各会議、委員会出席者の場合には前項は不要とする。
3. 計算書に誤計算がある場合は、日本協会経理担当者にて修正のうえ確定支給額を決める。

(手続き)

第8条 出張者は、出発前に出張旅費申請書及び計算書を作成のうえ事務局長に提出のこと。

2. 緊急により出発前申請が出来ない場合、申し出により事務局担当にて出張旅費申請書を作成のうえ事務局長の承認を得ること。
3. 出張申請書は出張者本人が記入提出する。原則として代理記入は認めない。

(出張報告書の作成)

第9条 出張者は、帰局後7日以内に出張報告書を事務局長に提出しなければならない。

(振替処理)

第10条 支部協会及び都道府県協会による旅費立替による日本協会への振替処理は、日本協会旅費規程に定める計算を優先する。

(協会車での出張)

第11条 原則として認めない。ただし、業務上必要のため協会車で出張する場合は、事務局長の承認を得て行う。この場合、雑費、宿泊費のみとし、交通費は支給しない。

(その他)

第12条 本規程に定めのない事項については、その関係部門と協議のうえ事務局長が定める。

2002年11月16日施行
2006年5月1日改正施行
2013年4月1日改正

(別表1)

新幹線利用可能区間	居住地起点から120キロメートル以上の場合
航空機利用可能区間	居住地起点から鉄路基準により 新幹線利用可能区間基準で700キロメートル以上 在来線利用区間基準で500キロメートル以上

(別表2)

遠距離出張旅費			近距離出張旅費		
交通費	鉄道	普通車	交通費	鉄道	普通車
	バス	実費		バス	実費
	汽船	1等		汽船	1等
	航空機	エコノミー			
雑費	日帰り	1,000円	雑費	日帰り	0円
	宿泊	2,000円/1泊		宿泊	2,000円/1泊
宿泊料	ホテル旅館	10,000円以内		ホテル旅館	10,000円以内
	車中泊	寝台料金			

付則

新幹線利用特別規則

近距離出張に該当しない場合でも、新幹線の利用を次の通り認める。

1. 原則として出発起点駅から80キロメートルを超える場合。
2. 前項の制限を受ける80キロメートル未満であっても次の区間を特別区間として新幹線の利用を認める。
 - ① 東京－熊谷 (64.7km)
 - ② 博多－小倉 (67.2km)

(参考 東京－小田原 (83.9km)、東京－小山 (80.6km)、新大阪－米原 (106.7km))

役員海外出張旅費規程

(総則)

- 第1条 本規程は、日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という）の役員及び役員を対象とする。
- 2 日本協会の業務のために出張する場合には、この規程に基づき請求に応じて旅費を支給するものとする。
 - 3 日本代表選手・役員（監督・コーチ）については別に定める。

(出張の定義)

- 第2条 海外出張とは、日本協会のため協会命により海外へ旅行することをいう。

(実費支給)

- 第3条 旅費は実費にて支給するものとする。

- ①交通費
- ②宿泊料

- 2 前項にかかわらず、大会・招待等により出張先機関より交通費、宿泊料の支払があった場合は、該当する旅費を支払わない。

(交通費)

- 第4条 出張は原則として航空機を利用してこれを行い、航空機はエコノミークラスとし、その往復実費を支給する。

(雑費)

- 第5条 雑費の金額は別表2の通りとし、出張中の泊数に応じて支給する。

(宿泊料)

- 第6条 宿泊料の金額は別表2の金額以内とし、出張中の宿泊数に応じて実費を支給する。
- 2 協会が宿泊施設に直接宿泊料を支払う場合は、出張者に支給されない。

(旅費の支給)

- 第7条 旅費は出張後、出張旅費申請書及び計算書による確定支給額を出張者に支給する。

(手続き)

- 第8条 出張者は、出発前に出張旅費申請書及び計算書を作成のうえ、当該委員会委員長並びに事務局長、専務理事の承認を得、経理担当者へ提出する。

(出張報告書の作成)

第9条 出張者は、帰国後7日以内に出張報告書を事務局長に提出しなければならない。

(交通費及び通信費)

第10条 出張先における交通費及び通信費は実費を支給する。

- 2 業務上必要な場合は、タクシーを利用できる。但し、精算時に領収書添付が無い場合は支払わない。
- 3 仮払いを受けることができる。但し、帰国後7日以内に精算するものとする。

(出張手続き費用)

第11条 旅券申請書、予防注射、査証料は協会負担とする。

(海外旅行傷害保険)

第12条 出張に際しては、海外旅行傷害保険を付保する。この場合保険料は協会が負担し、出張者が死亡した場合は、保険金を法定相続人に支払う。

(その他)

第13条 本規程に定めのない事項については、その関係部門との協議のうえ事務局長が定める。

別表1

出張先区分	出張先地域・国
A	ヨーロッパ、中近東、香港、シンガポール、台湾、韓国
B	アメリカ、カナダ、中南米、オーストラリア、ニュージーランド
C	その他の諸国

別表2

A	16,000円	A	3,000円
B	15,000円	B	3,000円
C	14,000円	C	3,000円

2002年11月16日施行

2013年4月1日変更

役員慶弔金規程

第1条

定款第4条、第6条に規定する役員本人が死亡したときは、次の区分により弔慰金を支給し、会長名による供花を行い、弔意電報を発信する。

第2条

その他の役員本人が死亡したときは、次の区分により供花を行う。
但し、会長・専務理事・事務局長競技のうえ弔意金を支給することがある。

第3条

役員が明らかに協会業務を原因として死亡したときは、職員の『慶弔金見舞規程』業務上死亡の規程に準じて理事会の承認を得て弔慰金を支給することがある。

第4条

名誉役員、定款第4条、第6条に規定する役員であった者、及びその他の役員で特に功労が有ったと認められる者が死亡したときは、会長・専務理事・事務局長協議のうえ会長名をもって供花を行うことができる。

第5条

弔慰金は遺族に支給する。

- 2 遺族とは配偶者を第一順位とし、配偶者がいない場合には子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順とする。

第6条

第2条、第3条の協議については、事後理事会に報告するものとする。

第7条

社会情勢に著しい変動があったときは、本規程をその都度改定する。

弔慰金区分

第1条の役員本人が死亡したとき	
業務外死亡	10,000円 供花 弔電
業務上死亡	1,000,000円を限度として協議のうえ支給
第2条のその他の役員が死亡したとき	

業務外死亡	供花 弔慰金支給のとき 10,000 円
業務上死亡	1,000,000 円を限度として協議のうえ支給
第 4 条規程の元役員本人が死亡したとき	供花

2002 年 4 月 1 日施行

2013 年 4 月 1 日改定

役員交通費支給特別規程

第1条

本規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下、「日本協会」という）の役員が日本協会の命による業務のために居住地以外に移動する場合で、別に定める「役員国内出張旅費規程」に規定する近距離出張に至らない場合、この規程に基づき、その交通費の一部を請求に応じて負担するものとする。

第2条

本規程でいう交通費とは、鉄道運賃のみをいう。

第3条

本規程でいう業務とは、各種委員会に出席の場合、大会等競技の業務に役員として参画する場合、各種委員会主管の講習会に講師として参画する場合、その他特に専務理事、事務局長が認めた業務をさす。

第4条

本規程特例として、業務遂行上週に4日以上日本協会事務局等執務場所に移動した場合、対象キロメートル以内であっても、専務理事又は事務局長の承認を得てその金額を補助する。

第5条

対象区間 30キロメートル以上120キロメートルまでの普通運賃区間

第6条

一部負担額 30キロメートルを超えた金額全額

第7条

計算方法 居住地主要駅からの往復運賃ごとに計算

第8条

交通費請求手続き 業務終了後7日以内に、所定の「役員交通費支払請求書」に記入、経理担当者に提出審査のうえ、事務局長の承認を得て支給を受ける。

第9条

業務執行先等から、交通費の支給を受けた場合は、本規程を適用しない。

第10条

マッチドクター、レフリー、アシスタントレフリーについては日本協会主催試合について別途「手当に関する特別内規」による手当を支給する場合がある。

第11条

本規程に定めのない事項については、その関連部門との協議のうえ事務局長が定める。

2000年11月16日施行

2003年4月1日改正

2003年9月1日改正

2004年5月1日改正

2013年4月1日改正

手当に関する特別内規

日本協会主催試合において、マッチドクター、レフリー、アシスタントレフリー、タイムキーパー、NF-R（ドーピング責任者）についての手当及び交通費支給を次の通りとする。

I. 手当

マッチドクター	15,000 円／1 試合
メディカルコミッショナー	10,000 円／1 日
レフリー	5,000 円／1 試合
アシスタントレフリー	3,000 円／1 試合
タイムキーパー	3,000 円／1 試合
テレビマンオフィシャル	3,000 円／1 試合
NF-R（ドーピング責任者）	10,000 円／1 日

2. 交通費

交通費は、役員国内出張旅費規程及び役員交通費支給特別規程を適用する。

3. 備考

マッチコミッショナー、ジュディシヤルオフィサー、サイティングオフィサーについては、手当を支給しない。

但し、遠隔地の場合、事務局長の承認をもって支給することがある。

2003年9月1日施行

2013年4月1日改正

謝金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）の事業にて支給する諸謝金に関して基準を定め、業務の円滑な運営を目的とする。

(支給対象者及び業務内容)

第2条 諸謝金の支給対象者及び対象業務の内容については、別表に掲げる通りとする。

(支払方法)

第3条 諸謝金は支給対象者本人に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込を原則とする。但し、特に理由がある場合には、現金で支給することができる。

(源泉徴収)

第4条 法令の定めるところに従って定率の源泉徴収を行った後、支給対象者に諸謝金を支払う。

(委託事業・助成事業)

第5条 外部諸機関・諸団体による委託事業・助成事業において諸謝金の支給を行う場合は、その機関・団体の規程に基づき支給することができる。

(その他)

第7条 別表の規程に関わらず特別な事情がある場合は、当該者の経験・実績を勘案し、理事会の決議をもって支給額を決めることができる。

(別表)

支給対象者	業務内容	単位	単価（上限額）	備考
トレーナー	選手発掘・育成・強化	1日	30,000円	
コーチ	選手発掘・育成・強化	1日	30,000円	JOC専任コーチを除く
ドクター	選手発掘・育成・強化、試合	1日	30,000円	
講師	研修会、講習会	1時間	12,000円	

2013年4月1日 施行

印章管理規程

(目的)

第1条 この規程は、日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という）で使用する全ての協会印章の制定・登録・押印・保管・使用及び廃棄等に関する事項を定める。

(定義)

第2条 印章とは、日本協会が発行又は受理する文書、証憑等に押印して、日本協会に対し直接間接に義務を発生させる証しとする印章をいう。

(印章の種類)

第3条 印章の種類は、会長印、専務理事印、協会印とする。

(制定・改廃)

第4条 印章の制定及び改廃は会長の承認を要する。

2 印章は事務局において作成する。

(登録)

第5条 印章は、事務局の印鑑登録簿に登録する。

2 印鑑登録簿は各印章について作成年月日、保管箇所を記入し永久保存とする。

(押印承認者、保管押印管理者)

第6条 印章の押印承認者、保管押印責任者は別表記載の通りとする。

(使用範囲)

第7条 対外に発する文書で職名によるものは、これを示す印章及びこれに対応する協会印を合わせて押印する。但し、慣例上併せて押印することを適当としないものはこの限りでない。

(押印)

第8条 印章の押印を請求する場合は、所定の押印件名簿に必要事項を記入し、押印を必要とする文書及びその控え、並びに関係書類を添えて当該印章の保管押印責任者に提出する。

2 保管押印責任者は、これを審査の上、押印件名簿を押印承認者に提出し、承認印を受けた後押印する。

- 3 保管押印責任者は、印章押印の証拠として本紙と控えとに割り印を押印する。
- 4 保管管理責任者の承認後、事務局長が押印を代行することができる。
- 5 事務局長に事故あるときは、事務局長代理又は事務局長が特に指名した職員が代行することができる。

(管理)

- 第9条** 保管押印責任者は、印章の厳正な使用に留意し、印章の押印は所定の場所で行い、印章の保管は施錠場所に格納しなければならない。
- 2 事務局長は印章の判定等について全般的な管理統括を行う。

(紛失・毀損)

- 第10条** 印章を紛失又は毀損した場合は、直ちに自由を付して事務局長に届け出なければならない。

(不要印章の廃棄)

- 第11条** 印章の改廃により不要となった印章は、事務局長が3年間保管しその後廃棄する。

別表

印章名	押印承認者	保管押印責任者
会長印	会長	専務理事
専務理事印	専務理事	専務理事
協会印	専務理事	事務局長

2002年4月1日施行

2013年4月1日改定

日本協会役員・職員倫理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という）の役員及び職員（以下「役職員」という）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、日本協会の目的、事業遂行のための行動における公正さ、透明性、社会的責任を確保することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 役職員は、日本協会の目的達成のため、法令、定款、諸規程を遵守し、公正かつ誠実に職務を行う事とする。役職員は、自らの社会的立場を認識し、責任ある行動を常に心がけるものとする。

(遵守事項)

第 3 条 役職員は、業務遂行に際し、以下の事項を遵守しなければならない。但し、本条は上記第 2 条により課される一般的法令等遵守義務を軽減するものではない。

- ①役職員は、他の職員、選手、チームその他の協議関係者（登録の有無を問わない）、取引先その他関係者全てを尊重し、公正に扱い、人種、信条、性別、身分により差別してはならない。
- ②役職員は、職務上知りえた情報（個人情報保護に関する法律第 2 条第 1 項に定義する個人情報を含むが、これに限定されない）が、法令等正当な権限に基づく開示要求があった場合、及び公知の情報となった場合を除き、在職中、退職後もこれを第三者（職務上、知る必要のない他の役職員を含む。但し、弁護士、会計士等職務遂行上必要な外部専門家で、法令又は契約上守秘義務を負う者を除く）に漏洩してはならない。
- ③役職員は、日本協会の職務とその他の行動、職務を区別し、利益相反の疑いがある取引、行為に関与してはならない。自ら又はその親族が、直接もしくは間接的に支配する企業もしくは団体又は当該企業もしくは団体の会社関係者と日本協会との取引に関与しようとする場合は、規律委員会の承認を必要とする。
- ④日本協会を当事者とする取引は、全て公正なる会計原則に則り、正しく処理しなくてはならない。
- ⑤役職員は、その職務の遂行に関し、自己または第三者の利益を図ってはならない。また、日本協会の職務遂行上の地位、取引関係を利用して、自己または第三者の利益を図るための行為を強要、斡旋してはならない。

(規律委員会)

第 4 条 本規程の解釈、運用のために規律委員会を日本協会に設置する。

(違反)

第5条 本規程に違反した役職員は、罰則規程に従って処分を受ける。

但し、前記処分により、当該違反と相当な因果関係を有する損害を賠償する責任を免がれるものではない。職員に対しては、別途、就業規則等雇用に関する規程に従った処分を課すことができる。

2005年5月20日施行

2013年4月1日変更

日本代表出張旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、ラグビー日本代表選手及びスタッフが、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という）の指示命令により、国内外の合宿・練習・遠征等をする場合の出張旅費等の精算について定めたものである。

(適用)

第2条 この規程は、ラグビー日本代表選手及びスタッフとして日本協会理事会の承認を経た者に適用する。

(適用範囲)

第3条 この規程の適用範囲は次に挙げるカテゴリー通りとする。

(1) 15人制日本代表

- ①日本代表
- ②ジュニアジャパン
- ③ユース代表（U20・U19）、学生日本代表
- ④ユース代表（U18・U17）、高校日本代表
- ⑤女子日本代表

(2) 7人制日本代表

- ①日本代表（男子・女子）
- ②学生代表（男子・女子）
- ③ユース代表（U18、U17、男子・女子）

2. 選手は15人制においては30名以下とし、7人制については12名以下とする。

3 スタッフは15人制においては15名以下とし、7人制については5名以下とする。

(出張の種類)

第4条 出張の種類は次の通りとする。

- (1) 国内合宿及び国内遠征
- (2) 海外合宿及び海外遠征
- (3) 練習、普及・広報活動

(交通費・経路等)

第5条 国内外の合宿及び遠征に係る交通費は、原則として日本協会が一括手配をすることとし、精算は行わないものとする。

- 2 集合及び解散場所と本人住居との区間交通費は別表 1 のとおり支給する。なお、利用に関しては公共交通機関の普通運賃を原則とする。
- 3 やむを得ない事情により別行動をとった場合の交通費、または練習・普及・広報活動等に係る交通費で個人手配が必要な場合は、支給する場合がある。ただし、業務の都合上もしくは天災等やむを得ない事情で公共交通機関を利用することができない場合は、実際に利用した経路の実費を支給する。

(宿泊費、雑費)

第 7 条 国内外の合宿及び宿泊は、原則として日本協会が手配することとし、宿泊費の精算は行わないものとする。

- 2 I R B 管轄の国際試合についての宿泊費は I R B 規定に準ずる。
- 3 日本協会独自の企画による国際試合についても前項に準ずる。
ただし、個人手配が必要な時の宿泊費は、実際に宿泊した泊数に応じて日本協会役員国内・海外旅費規程による宿泊費を支給する。
- 4 雑費は国内外の合宿及び遠征の初日から終了日までを対象に支給し、その日数に応じ、別表 1 のとおり支給する。

(自家用車等による出張)

第 8 条 自家用車等の利用は、原則として認めない。ただし、相当額の自動車保険加入者が、やむを得ない理由により事前に承認を得た場合に限り実費を支給する。その際走行距離相当のガソリン代・有料道路通行料・駐車料について領収書等を提出し精算するものとする。

(精算手続き)

第 9 条 第 6 条 3 項、第 7 条 3 項など旅費・宿泊費の精算を要する場合には、日本協会役員国内・海外旅費規程に定める手続きを要するものとする。

(出張旅費等の精算手続き)

第 10 条 出張旅費等の精算手続きは、各チーム総務、ゼネラルマネージャー経由にて事務局に提出し、承認を受けて精算する。

別表 1

交通費	国内・海外	自宅⇔集合・解散場所	実費支給
	国内・海外	集合・解散場所⇔合宿地等	日本協会手配
宿泊費	国内・海外	遠征・合宿	日本協会手配
	国内・海外	集合前泊・解散後泊等	日本協会手配
雑費・日当	国内	宿泊	2,000 円
	国内	日帰り	1,000 円
	海外		3,000 円
	国内	高校代表	0 円
	海外	高校代表	1,000 円

登録者見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という）が、ラグビーの試合中又は練習中に傷害を受けた選手に対して給付する見舞金の制度に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(登録者見舞金の給付)

第2条 日本協会は、日本協会に登録した選手がラグビーの試合又は練習中に傷害を受けたときは、別に定める登録者見舞金制度実施要項に従い、当該選手に対して登録者見舞金を給付する。

2 登録者見舞金の給付対象者は、日本協会の選手登録システムを使用して選手登録の手続を完了し、登録料を納付した者とする。

(給付申請手続)

第4条 ラグビーの試合又は練習中に登録選手が傷害を受けたときは、当該選手の所属するチームは、傷害の日から30日以内に、所定の傷害報告書兼見舞金請求書に医師の診断書を添付して、所属する都道府県協会に提出しなければならない。

2 前項の書類の提出を受けた都道府県協会は、書類の記載内容を点検し、不備がないときは提出された書類を支部協会に回付するものとする。

3 前項の回付を受けた支部協会の見舞金審査委員会は、チームから提出された書類に基づき傷害の内容等を審査し、別に定める登録者見舞金制度実施要項に基づき給付すべき見舞金の額を決定するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

2013年4月1日 施行

予算執行基準

公益財団法人日本ラグビーフットボール協会の予算執行基準並びに承認手続きを下記の通りとする。

(管理)

第 1 条 理事会において承認された委員会ごとの予算は、それぞれに事業コード、中項目予算コードにて管理する。

(責任者)

第 2 条 予算管理は各委員会委員長が責任者となり、自己管理を推進する。委員長は当該委員会内に経理担当者を設け、次の基準により運用させる。

(稟議書（兼仮払い申請書）の提出承認)

第 3 条 10万円以上の予算実行または、経理責任者より得に承認を得た仮払い処理にあたっては、全てに稟議書を提出し、決裁ルールに従って決裁者の承認を得るものとする。

- ①稟議書記載の事業コード枠の金額記入は、当該委員会経理担当者が記入、委員長が確認のうえ承認印を押印し、事務局経理担当者に提出する。
- ②事務局経理担当者は、事業コード枠の金額を照合確認、事務局長は審査確認し、稟議におよぶ。

(予算項目流用の禁止)

第 4 条 予算執行にあたっては、当該予算項目以外での支出は認めない（会計処理規程第 20 条）

- ①やむを得ない事情により、当該委員会内の他の予算項目で流用をしなければならない場合は、前 3 項に準じて稟議書により起案、稟議書決裁ルールによる決裁を得る。
- ②予算項目以外とは、既に決裁を得た予算項目事業コード以外の項目による処理をいう。

(支出依頼票による支払い手続き)

第 5 条 外部への支払い処理は、前 3 項記載の稟議書決裁を得た案件につき、支出依頼票に請求書を添付して支出依頼票に記載、支出依頼票決裁ルールによる決裁を得ること。事前稟議書による決裁済み項目につき、緊急または代金引換及び着払等のため特に経

理責任者の承認を得て支払い、領収書を取得している場合は、支出依頼票にその旨を記入、領収書を添付し事後決裁を得ること。

①支出依頼票記載の事業コード枠の金額記入は、当該委員会経理担当者が記入、委員長が確認のうえ承認印を押印し、事務局経理担当者に提出する。

②事務局経理担当者は、事業コード枠の金額を照合確認、事務局長は審査確認し、支払いにおよぶこと。

(予算超過について稟議書での起案)

第 6 条 承認された予算を超える金額の支出は認めない。但し、業務遂行上やむを得ない費用の支出が見込まれる場合は、新たなる補正予算として事前に理事会の承認を得た後、稟議書による決裁を必要とする。

やむを得ない事情により、緊急を要する場合は、稟議書による会長決裁とし、事後理事会の承認を得なければならない。

(審査)

第 7 条 監査委員会の審査があった場合は、その指示を尊重する。

(稟議の否決)

第 8 条 稟議を否決された場合は、支払いしない。上記に示した基準を逸脱あるいは不備があった場合、修正再稟議をしなければならない。

再稟議決裁がされるまでは支払いをしない。

(経理責任者)

第 9 条 経理責任者とは理事会計役、理事会計役事故あるときの代行者は会長または専務理事（会計処理規程第 6 条）となる。

出納責任者は事務局長とする。

2004年5月10日実施

2013年4月1日改正

財産管理基準及び運用方針

(目的)

第1条 本財産管理基準及び運用方針（以下「本ガイドライン」という）は、日本ラグビーフットボール協会 定款第5条に定められた資産管理及び運用に関する基本的な方針を定めるものである。

(管理基準・権限)

第2条 この法人の定款に定める基本財産、運用財産のうち寄附金であって寄付者の指定あるものは、それぞれ分別して管理する。

- 2 基本財産は会長が管理する。
会長は、その義務及び権限を理事会で承認された者に委任することができる。
理事会は、会長が委任するものとして他に候補者がいない場合、財務委員会及び事務局を推薦することができる。
- 3 基本財産以外の資産は、理事会が指名した者がこれを管理する。

(運用方針)

第3条 資産運用は、現金等運用可能な資産（以下「運用対象資産」という。但し、寄附金であって寄付者の指定あるものを除く）につき、第2条によりその資産を管理する権限を有する者がこれを行う。

- 2 資産運用を行う者は、安全確実かつ効率的な運用方法を選択するものとし、その運用方針につき半期毎に理事会の承認を得なければならない。
- 3 各運用対象資産は、これを合同して運用することはできない。
- 4 各運用対象資産は、円貨建にてこれを運用する。
- 5 短期売買等により相場の変動に基づく利益を得ることを目的とした取引は、これを行わないものとする。
- 6 外貨建ての資産・負債は、合理的に発生すると見込まれる外貨建ての収入・支出がある場合に限り、当該収入・支出の金額の範囲（または合理的に近い金額）で保有することができる。ただし、この法人の正当な事業の過程で取得する、または負担することとなる資産または負債で、IRB、外国の協会または下部組織もしくは所属団体、クラブ等に対するものは、この限りでない。

(運用方法)

第4条 運用対象資産は、現金として保管するほか、以下の金融資産により運用するものとする。

- ①預貯金（流動性、定期性預金等）

ただし、預入金融機関はムーディーズによるトリプルBマイナス格相当以上の長期格付けを有する金融機関に限る。

また、運用金額は、預金保険法その他に配慮し、確実に償還されると見込まれる範囲を超えないものとする。

②有価証券（国際、地方債、金融債及び投資信託等）

ただし、発行体がムーディーズによるシングルA格以上の長期格付けを有するもので、理事会の事前の承認を得たものに限る。

また、運用金額は各運用対象資産の8割を超えないものとし、運用期間は国債は10年を、その他の有価証券は5年を超えないものとする。

- 2 株式、不動産による運用（株式及び不動産を含む投資信託による運用を含む）は、これを行わない。また、先物取引は、これを行わない。
- 3 取引金融機関は、格付け金融機関によるトリプルBマイナス格相当以上の長期格付けを有する金融機関に限るものとする。金融機関とは証券会社を含み、本邦系・非本邦系の別を問わない。
- 4 有価証券は、原則、保護預り、振替決済制度または登録形式で保有することとし、止むを得ず現物を保有することとなった場合は、別途定める現金出納関連規定に準じた管理を行うものとする。

（運用管理・報告）

第5条 資産運用を行う者は、以下の義務を負う。

資産運用に関する契約書、契約締結に使用する印鑑、署名を事務局長に届け出るとともに、別に定める関連諸規定に従い管理すること。

- 2 公正な会計慣行を斟酌した記録を作成し、理事会及び事務局長に運用実績を報告する。
- 3 四半期に一度以上、格付情報その他信用情報により資産運用の健全性を検査し、理事会、監事及び事務局長に報告する。

有価証券は、その時価が簿価より1割以上下落した場合には、直ちに上記報告を行い、対応を協議しなければならない。

事務局長は、資産運用の健全性に疑義があると認めた場合には、直ちに会長及び専務理事に報告しなければならない。会長、専務理事、理事会及び監事は、必要があると認めた場合には、その取引を停止させることができる。

- 4 理事会及び監事は、本ガイドライン遵守の管理につき、それらの委任を受けた者の求めに応じて第1項に定める記録、運用資産の時価情報、当該運用先または発行体等債務者の財務諸表、格付等信用リスクに関する情報等の資料を提出すること。

(監査・検査)

第6条 本ガイドラインの順守及び運用、管理方法に関し、監事による監査に加えて、外部監査法人又は理事会が委任した者が随時監査、検査を行うことができる。

2002年4月1日実施

2013年4月1日改正

収入管理及び経費支払いに関するガイドライン

(主旨)

- 第1条 公益財団法人の目的に資することが第一義であり、その収入原資（入場料収入、協賛金、放送料、助成金、寄附金）に鑑み、透明性を以て運営する義務がある。
- 2 監督官庁の指導、税務当局の件さ及び監査法人の監査に耐え得る厳正な運営方針を策定し、予防的にリスク回避する必要がある。
 - 3 ディスクロージャー推進・透明性確保によりコンプライアンス面の自浄作用が期待できる。
 - 4 本ガイドラインを遵守することにより、国際的イベントの日本開催も可能となり、一層のラグビーファン拡大に資する。
 - 5 計数的に正確な情報を蓄積することにより、公平な評価ができる。

(収入管理)

第2条 入場料管理

- ① 日本協会主催試合の全ての入場料収入は、それぞれの試合ごとに原則1週間以内に日本協会名義の銀行口座に入金する。原則、経費の差引入金は行わない。
- ② 原則オンラインによる管理とし、原券の印刷は行わない。
- ③ 当日券及び売上現金管理は、外部委託する事ができるが、当日の精算・確認作業は日本協会の認める者か、日本協会が契約する外部の第三者による。
- ④ 発券枚数、券種による売上枚数・売上金額は正確に把握する。
- ⑤ 招待券の発行に関しては、全て日本協会が決定・管理する。
- ⑥ 原則から外れた運用をする場合は、事前に稟議書による決裁を受けなければならない。

2 協賛金・放送料の管理

- ① 契約書を締結し、稟議書による決裁を受けなければならない。
- ② 入金日の期日管理は、事務局で行う。

3 助成金・その他寄附金の管理

- ① 公的資金（助成金、委託金、IRB補助金等）の申請期日は事務局で管理し、入金日を確認のうえ記録等を残す。
- ② その他の寄附金等の入金は事務局で管理し、記録を残す。

(経費支払)

第3条 試合運営経費の支払い

全て稟議書による決裁を受ける。但し、業者毎の契約により包括的に決裁を受けることもできる。

- ① 日本協会主催試合の全ての運営経費は、原則当該業者と契約を締結し、直接契約に基づき支払うものとする。原則、現金支払いは行わず、銀行振込とする。また、業者毎に試合毎ではなく月締めで支払いをすることができる。
- ② 一支払先に対する支払額が10万円未満のものについては、現金で支払うことができる。立替が発生するときは、仮払いすることができるが、全て稟議書による事前決裁を受け、当月の仮払いは全て当月中に精算する。
- ② 相手先の住所、氏名等が明記された領収書を受領しなければならない。
- ③ 銀行振込の場合は、振込控えをもって領収書に替えることができる。
- ④ チームに対する負担金等（宿泊費・交通費等）の支払いは、試合日程が決定している場合、原則一か月

2 協賛金・放送料に係る経費

- ① 稟議書による決裁を受け、銀行振込により決裁する。

(監査)

第4条 収入管理及び経費支出に関して疑義が生じた場合には、監査委員会は監査実施又は外部機関に監査を委託することができる。

2003年4月1日 施行

2013年4月1日 更新

個人情報保護に関する基本方針

1. 個人情報保護法の遵守

日本協会は個人情報に関して、個人情報保護法と関連して適用される法令、規範を遵守し、本基本方針に従って管理をします。

2. 個人情報の厳重な管理

日本協会は、協会登録選手・役員及びJRFUメンバーズクラブ会員、機関誌年間購読会員等皆様の個人情報は減収かつ適正に管理します。

3. 個人情報の安全対策

日本協会は、協会登録選手・役員及びJRFUメンバーズクラブ会員等の個人情報の不正アクセス、紛失、破壊、漏洩、改ざん防止のため安全対策を施します。

4. 個人情報使用目的の明示

日本協会は、協会登録選手・役員及びJRFUメンバーズクラブ会員等の個人情報の収集及び使用は、登録時及び入会時に予めその目的を明示します。また、個人情報内容は、協会業務遂行の円滑管理のために必要とする最小限に止めます。

5. 個人情報使用目的外の使用禁止

予め明記した使用目的の範囲内での使用に限定します。この場合、使用の範囲を超えて使用する必要が生じた場合には、改めてその目的をご連絡します。

6. 個人情報の適切な取得

日本協会は、個人情報の取得にあたって、日本協会各責任者（会長・副会長・専務理事・会計役・事務局長・各委員会委員長）名により文書で要請いたします。記名人の無い要請はいたしません。

7. 個人情報の第三者への非開示・非提供

個人情報は下記の場合を除いて、基本的には第三者に開示又は提供はいたしません。

- ①ご本人の同意がある場合
- ②代表選手管理・名簿・プログラム作成、機関誌発送業務など事前に守秘義務契約を締結している外部業務委託者に業務委託する場合
- ③会員登録料等代金支払いにおいて、クレジットカード決済などで金融機関に必要な情報を提示する場合

④法令等により開示が求められる場合

8. 個人情報のご本人への開示

ご本人の個人情報について確認される場合には、ご本人であることを確認させていただきます。ご本人への開示の際、第三者への遺漏防止のため、有償になる場合があります。

9. 個人情報の改定・変更

ご本人の個人情報についての訂正・変更の場合も、ご本人であることを確認させていただきます。

10. 18歳未満の方の個人情報

18歳未満の方の個人情報については、必ず保護者の同意の下にご提供いただきます。ご本人への開示、訂正、変更も同様とします。

11. 退会または登録抹消の場合

ご本人の要求が無い限り、安全に保管します。但し、1年経過後安全な方法で償却することがあります。

12. 個人情報管理窓口

日本協会は、取得した個人情報の管理及び取扱いに関する苦情に対しては、事務局長が迅速に対処します。

13. 個人情報不正利用の免責

日本協会は厳重かつ適正な管理をしたにもかかわらず、事故、天災、悪意の第三者等により個人情報が漏洩した場合、日本協会はその責任を免れるものとする。

2005年3月1日施行

2013年4月1日改正